

文部委員會議録第十八号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)

午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事相川 勝六君

理事長谷川 峻君

理事野原 覺君

伊藤 郷一君

岸田 正記君

坂田 道太君

山中 貞則君

田中 久雄君

吉田 安君

辻原 弘市君

小林 進君

山村新治郎君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

文部事務官(大臣官房會計課長)

文部事務官(初等中等教育局長)

文部事務官(大学学術局長)

文部事務官(社会教育局長)

文部事務官(調査局長)

文部事務官(管理局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(主計官)

専門員 石井 易君

専門員 横田重左衛門君

三月十六日
委員世耕弘一君辭任につき、その補欠として尾崎末吉君が議長の指名で委員に選任された。

三月十五日

町村教育委員会の廃止に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会議長会長辻龍太郎(第一八四号))

義務教育費国庫負担法完全実施に関する陳情書(東京都全国都道府県教育委員会委員長協議会幹事長八木沢善次(第一八四号))

文教施設整備に関する陳情書(山形県最上郡豊田村長香沢保外三名(第一八四二号))

同(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会議長会長辻龍太郎(第一八四三号))

文教施設予算に関する陳情書(東京都全国都道府県教育委員会委員長協議会幹事長八木沢善次(第一八四四号))

学校給食法の制定に関する陳情書(東京都全国都道府県教育委員会委員長協議会幹事長八木沢善次(第一八四六号))

へき地教育振興法制定に関する陳情書(東京都全国都道府県教育委員会委員長協議会幹事長八木沢善次(第一八四七号))

文教施設整備に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会議長会長辻龍太郎(第一八四九号))

二四号)

町村教育委員会の廃止に関する陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会議長会長辻龍太郎(第一九二五号))

学校給食法制定促進並びに栄養教諭設置等に関する陳情書(東京都杉並区上荻窪二丁目百六十番地鈴木信孝(第一九二八号))

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

義務教育諸学校における教育の政治的中の確保に関する法律案(内閣提出第四〇号)

教育公務員特例法の一部を改正する法律案(内閣提出第四一號)

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案(野原覺君外百三十二名提出、衆法第七号)

義務教育に関する国庫負担金問題に関する件

〇辻委員長 開会いたします。

教育委員会法の一部を改正する法律案、教育委員会法の整理等に関する法律案、市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案、学校教育法の一部を改正する法律案、教育公務員特例法の一部を改正する法律案、以上五案を一括して議題とし、質疑に入り。竹尾君。

〇竹尾委員

市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案につきましてお尋ね申し上げます。

市町村立の幼稚園の教職員の給与を都道府県の負担として、給与の改善をはかるという趣旨は非常にいいことであつて、了としたしておりますが、このための財政的措置はどう準備されておりましたか、その点につきましてお尋ねしたいのです。

由來地方公共団体の負担に關係ある事項を、国の中央が持つて變更處理することにしまして、地方自治体から非常に強い非難もあることは御承知の通りでありまして、その点につきまして念のため御質問を申し上げます。

〇辻原委員 財政措置であります。これは法律が通りましたならば当然補正予算で国庫負担金を増額修正しなくてはならない、こういう事態が生じますので、それは補正予算でその部分だけを修正したい、かように考えております。と申しますのは、この改正にかかわらず国庫負担金は、私の見通しであります。先般大臣も言われましたように、一応既定の予算を持つておりますけれども、当然年度半ばもしくは年度末においては清算しなくてはならぬ義務を持つておるので、その際の予算の追加になるか、あるいは予備金等で操作をするかは別といたしまして、何らかの方法を講じなければならぬ、かように考えておりますので、それらとも関連いたしまして、この点を増額補正をする、かように措置いたしたいと思つております。

〇竹尾委員 その点の額は全体でどのくらいになりますか。

〇辻原委員 両方合せての総額は私も今ちよつと見当がつかかねております。

〇竹尾委員 大体どのくらいでしようか。

〇辻原委員 ベース改訂をしたあとにどの程度の所要額になるか、具体的な計算はまだいたしてありません。

〇竹尾委員 これはやはり補正に出される額があまり大きい点で多少難点もあると思つて、その点よくお調べ願つて、それは補正で出される以外に方法がないのじやないかと思つて、もつとはつきりしたところをひとつ調べていただきたいと思つております。

〇辻原委員 これは全然計算をしていないわけじやございませんが、ちよつと私手元持っておりますので、後刻でもお話したいと思つております。

う大きな数字にはならないと思ひます。大体全体の国庫負担金を七百億と踏みまゝと、その一割以下の数字になると思ひます。ただし全部を計算いたしますと、これになると、ベース・アップをして、義務教育のそれと同じような形にしよう一回計算をし直さなくてはなりませんので、その点の再計算が若干私の方でまいたしておりませんので行いたいと思ひます。

○辻委員長 他に御質疑ありませんか。

暫時休憩いたします。

午前十時三十分休憩

午前十時四十分開議

○辻委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を許します。竹尾君。

○竹尾委員 教育公務員特例法の一部を改正する法律案、これは議員立法の方でございますが、これについてお尋ね申し上げたいのですが、この法案のねらいといたしましては、教育公務員特例法の第二条にある教育公務員の中に事務職員も入れる、こういうことにあるかと思ひますが、同一の学校に勤務いたします事務職員だけが、この教育公務員になつておられないというところは、いろいろの意味から均衡を失する、こういうふうに見えるので、この事務職員を教育公務員にするというところについては、私は異論がございます。これは賛成でございます。しかし今までの特例法の中に事務職員を入れてなかつた理由につきまして、どういふわけでこれは入れてなかつたのか、その点についてお尋ねを申

したいのですが、この点については文部当局にも関係のあることでありますから、あわせてお尋ねを申し上げます。

○前田(榮)委員 なぜ事務職員を一般教育職員と同じ取扱ひを今までにしなかつたかということについては、それが不当であると思ひまして修正案を出したわけなんです。その点はひとつ文部当局から答弁していただくことにいたします。

○緒方政府委員 ただいまの御質問は、学校の事務職員をどうして教育公務員特例法の中に入れて、ほかの教員と同様に取扱つてないかという御質問でありましたが、事務職員につきましましては、これは学校の事務を取扱う者でございまして、教授、教諭その他の教育事務に携わる者とは性質を異にする、これはほかの特例法に掲げてあります職員と同様な取扱ひをすることゝは適當でないと思ひまして、ただいまのようにしたのであります。

○辻委員長 関連して、文部省にお伺いいたしますが、事務職員と一般教員との取扱ひについて今抽象的に述べたことになりましたが、教員公務員の中に包括することが、ただいまの学校教育の体系の中で特に問題があるということをおか暗示されたように私受取つたのですが、たとえば特例法の第二条を改正して、その中に包括するといつたようなことをやつた場合に、特別に大きな支障がこの問題の中に起つて来るのかどうか、この点をひとつ具体的に承つておきたいと思ひます。

○緒方政府委員 事務職員は、繰返して申し上げます、学校の事務に従事する者でございまして、ほかのた

とえば教育委員会におきます職員、あるいは極端に申しますと、文部省におきます教育の一般行政に携わります職員と、性質において私ばかりが異なると思ひます。従ひまして学校の事務職員だけを上げまして、教育公務員特例法の中に持つて来ることはどうかと思ひ、かように申し上げておるのであります。

○竹尾委員 今教育関係でたくさん問題がある、問題があるからいろいろの重要法案が今提出されているという点になりませんが、この教職員の給与の点とか、あるいは勤務条件とか、そういうものに対しては私はできるだけよくしてやりたい、よくするのが当然である、こういうふうに考へておるのです。この特例法の中に、これは理論的には事務職員と一般の教職員は違ふ、こういうお説ですが、お説は一応お説として拝聴いたしますけれども、同じ学校に勤務する者が、一方は「ノー・ノー・ノー」じゃない。「建て方が違う」と呼ぶ者あり。そういうことをよくは聞いておるのじやない。同じ学校に勤務しておる人たちの待遇が違ふということ、私はどうかと思ひます。待遇は経済的にできるだけ多くのものを与えてやる、私はそうしな

くちやいかんと思ひます。しないから問題が起るのである。だから規則がどうのこうのという、そういうことを言うことは私はどうかと思ひます。そこでさらに質問いたしますが、これが同じ学校で同じ程度に待遇されてるならいいんです。ところが事務職員に至つては、はなはだしい地方は、これはお尋ねしな

くちやわからぬけれども、地域給あたりももらつていないところがあるという

ようなことすらも聞くんですけれども、そういう点はどうか。教育公務員でなくとも、そういう給与の点では教職員と同じ条件で待遇されておりますかどうか、それをちよつとお尋ねいたします。

○緒方政府委員 待遇の問題でございますが、これはお話のように、教員の平均からいたしますと、予算の点から申しまして事務職員は低いのでござい

ます。ただ御承知のように義務教育費国庫負担法の例の実績の半額負担でございまして、この中には事務職員も入つております。それからなお地域給等につきましても、これは一般の公務員と同じように取扱つておりますので、もちろんついております。

○竹尾委員 そうなるともちろん家族手当等も全部ついておられますか。ついていないところもあるというふうに聞いておりますが、そういうことはございせんか。

○緒方政府委員 私どもそういうことは聞いておりません。もちろんついてい

つきます。は、政府から二回にわたつて富裕府県の交付金の打ち切りを議会に提案されたのであります。これが当委員会においては、教育費を確保する必要上適當なはずというところにおきまして、いろいろの議論の結果審議確定することができなかった経緯から生れたものであると考へるのであります。私はこの富裕府県の問題に關連をいたしまして、特に富裕府県にあらざるその他の府県の問題もあわせて、非常に重要な問題である、かように考へておりますので、この際それらの問題について文部大臣あるいは大蔵省にお伺ひしておきたいと思ひます。

最初に事務的な面でありまして、二十八年年度の義務教育費の国庫負担金の算定の基礎になつた総額の数字はいかほどであつたか、そのうち国庫負担金はどれだけであるか、この点を最初に

お伺ひいたします。次に同じ事務的な数字の問題で、私まだ議案に提案されたこの内容を見ておりませんが、二十七億八千万円でありま

す。このうち富裕府県に對する交付金の額はどれだけになつておるか、おそれくこれは十二月から三月に措置した分だと思ひますが、その内容を参考のためにお知らせ願つておきたい。最初これだけちよつと事務的なことをお伺ひいたします。

○緒方政府委員 二十八年度の義務教育費国庫負担金の予算総額でござい

で出る二十七億八千万の内訳でござい
ますが、東京が十五億六千五百万、大
阪が十億三千九百万、神奈川が一億七
千六百万、合計二十七億八千万、およ
うに相なっております。

○辻原委員 国庫負担金の総額はわか
りました、これは大体半額だと思ひ
ますけれども、算定された場合のこれ
を含んでの総額は何億であつたか。

○緒方政府委員 含んでの総額は千百
七十億余に相なります。

○辻原委員 ただいまお聞きいたしま
した数字を基礎にして質問をいたしま
す。

国庫負担金の問題につきましては、
法律が制定されて以来、われわれの
見解と政府の見解とは、取扱ひ上若
干異なる点があつたのであります。
ところが先日当委員会においで
て、大臣が同僚議員の質問に對しま
して、今後国庫負担金に不足が生じた場
合は、いわゆる地方の実績に對して半
額を交付するという法律の建前によつ
て、必ずそれに對してはいずれかの時
期に精算をするということを考へてお
る、こういう明言がありました。この
点については、その際も私申し上げて
おいたのであります、法律がわれ
われの意圖するごとく施行され、また
文部省もそのように運用されるという
はつきりした言明が初めて得られたも
のと考へまして、地方財政の面から大
臣の御発言は大きくプラスになる発言
だ、かように考へておるのであります
が、ただいまお聞きいたしますと、
第三次の補正として富裕府県に對する
不足分の二十七億八千万円を、それぞ
れ東京、大阪、神奈川の三府県に對
して交付するべく予算が提案されてお

ります、これは当然行われなければ
ならぬ問題であります、これに
よつて従来問題になつておりました点
が最終的に解決を見たわけでありま
すから、われわれはこの予算に對して
は異議をさしはさむものではありませ
ん。けれどもこの富裕府県の問題は、
富裕府県が当初から一応それらの都
道府県の予算に盛つておりましたもの
を、これで補填することができるとい
う結果になつて、これによつて均衡が
遂げられることになりましたので、ま
ことにけつこうであると思つたのであ
ります、それに対して、さきに申し上げ
したその他の府県の実情は一体どうな
つておるかという問題であります。と
申しますのは、ただいま各都道府県
におきましては、当初予算ないしは最
終的な二十八年度の追加予算を行つて
き時期にあつたと思ひますが、
その時期において、私の聞く範囲によ
りますと、各都道府県においては当初
の見積りよりも義務教育費の給与費の
支出が相当かさんでおるのであります
が、その点どういふ状況になつてお
る、まずお聞きしておきたいと思ひま
す。

○緒方政府委員 ただいま文部省にお
きまして各府県の実況をよく精査して
いる段階でありまして、その精査を十
分にいたしませんと、ただいまの段階
ではその状況についてはつきり申し上げ
ることができないのでございします。
○辻原委員 あるいは最終的な数字
がまとまつてないというのを申され
ておるのかもしれませんけれども、先
ほど申しましたように、今度の富裕府
県に對する措置によつて、最高限度は
押えられておりますけれども、大体

一〇〇%に近いものが富裕府県に對し
ては見込まれて措置される。ところが
富裕府県以外の府県におきましては、
大体私の聞いてゐる範囲によりまして
平均二千万円近い数字が三月の年
度末に赤字になるような見込みであ
る。こういうふうに見込みではな
く、昨今いろいろ地方からこの問題を
どうしてくれるかというので、文部
省にも相當の陳情が参つておるよう
であります。私どもの方へもその点が伝
えられておるのであります。もちろ
ん、最終的な数字はまだ発表できない
としても、大体どの程度の不足が生ず
るの見込みであるか、その辺のところを
さつづくらんにお話願ひたい。

○緒方政府委員 ただいま申し上げま
したように、特に一月以降における状
況が私の方でも十分つかめておりま
せんので、幾らくらい不足するかとい
ふようなことはちよつとここで申し上
げる段階にないと思ひます。この
点は御了承願ひたいと思ひます。

○辻原委員 なぜ私がかようなこと
を申し上げるかと思ひます、これは
国庫負担金の建前上、でき得べくん
ば、富裕府県に措置すると同時に、も
し不足を生ずるならば、やはりその機
会に当然その他の都道府県に對する不
足額もあわせて処理しなければ、非常
な片手落ちになる。その場合の数字と
しては、今お話のように、一月以降
の、あるいは特にふくれ上つて来るよ
うな、たとえば退職金等の問題があつ
て、算定は非常にむづかしいと思つて
いけれども、一応の見込みの数字は出て
なければならぬと思ふ。これはある程
度把握されているのではないと思ひま
すが、その点は言えないとおつしや

るならばやむを得ませんが、見込みで
けつこうでありますから、大体どのく
らいの見通しではじかれておるか。こ
の点は狂いが將來生じたとしても、見
込みの問題でありますので、別段さし
つかないものでありますから、大よそ
どの程度の不足を生ずるという見通し
に立つて文部省は考へておるか。ひと
つおつしやつていただきたい。

○大達國務大臣 これはただいま局長
からお答え申し上げましたように、大
体の不足の見込額が文部省でわかつて
いて、それを今特に発表しない、こ
ういふ意味ではないのであります、そ
の数字がまだわからないために申し上げ
ないといふだけでありまして、ただ御
心配の点は、もしかりに平均二千万円
程度の赤字になるというやうな場合
に、はたしてそれに対する半額負担が
交付せられるかどうかといふことにつ
いての御心配ではないかと思ふ。これ
は前々申し上げましたように、實際支出
額の二分の一は、当然国庫で負担しな
ければならぬのでありますから、地方
においていろいろ事情によつて追加
予算等が計上せられて、その結果、こ
の政府で国庫負担金として予算に計上
してある金額では、その半額を負担す
るに足りないという結果が出来ます
ば、当然その足りないところは何らか
の方法によつてこれを補充しなければ
ならぬ。これは法律上当然なことであ
ります。ただ政府の予算は、支出額の
二分の一という規定に對して、年度の
初めあるいは中途において、一定の見
積りを立てて予算を立てておる数字に
すぎないのでありますから、實際足りな
くなれば、当然何らかの措置を講じて
それを補填しなければならぬ。その関

係においてはちつともかわりはないの
であります。従つて今日まで地方に交
付しておるのは、御承知の通り決算補
充でありますから、大体の見込みによ
つて概算払いをして来ておるわけであ
ります。でありますから、概算払いを
決算と照し合せて見て、過不足を生じ
た場合には、交付し過ぎたものについ
ては引揚げるとか、あるいはその逆
の、交付金からこれを差引くとか、そ
ういふことをしなければならぬ。ま
た交付した金額では足りなかつた場合
には、その不足額はあとから追加して
交付しなければならぬ。こういうこと
になつておるわけでありまして、御承知
の通り、年度後五月底で初めて出納
閉鎖といふことになつて決算が確定す
るのでありますから、いづれにしても
五月の末にはその過不足の關係ははつ
きりするわけでありまして、従来の概算
払いによる国庫負担金の交付が實際支
出額の半額に足りない府県に對して
は、それら不足額を交付する、
この關係は全然かわらないのでありま
して、今これを概算見限りとして予算
に計上するかどうかといふことは、た
だ技術上の問題であります。實際それ
ぞれの地方に交付される点においては
何らかわりのないものでありますから、
決して今予算の計上その他の關係で計
数がわかつておつて申し上げない、こ
ういふ關係ではないのであります。か
ら、その点は御了承願ひたいと思ひ
ます。

○辻原委員 建前についての原則論
は、大臣のただいまの言明で私も承
はいたしておりますが、問題はいつ
それを措置するかといふ点と、措置す
る場合の技術的問題であります、と申

いらぬといふ話をなさつたわけでありませんが、ただここで将来の問題として懸念されるのは、今大蔵省の定員定額の要望の話が出ましたが、これが大臣のようなお考えですつと行きました場合には、こしばらくの間は補正しなくても、ともかく金はどん／＼払つて行けるということになるが、その当該年次に現行のような予算の組み方で

○大達閣務大臣 定員定額制にした方がいいのか、あるいはまた実際支出額という現在の建前の方がよろしいか、これについてはいろいろ議論の余地が私はあると思うのであります。しかしながらとにかく現行の法律で、実際支出額ということに規定しておりますから、この法律が改正せられない限りは、予算の執行の面において、かつてに定員定額制と同じようなことをするものというわけにはどうしても参らない、国会の方で実支出額の実の字をとつて、定員定額のように法律が改正せられない限りは、予算の執行だけであつてにそういう措置をとるわけに行かなない、でありますから年度の途中等において、そういう予算の執行だけの見地からそういうやり方をするということ

いうようなことを言い出したから、これは野党の諸君も賛成したのだけれども、私はそういう建前から絶対いかにぬも、私とは、野党の委員として大臣にはまことに申訳なかつたけれども、この特例法には絶対反対した。そこできよりの大臣の御答弁ではつきりいたしましたが、しかし大蔵省ではあとの幾らかかるかわからぬものに、金を出すわけに行かぬということは、実支出の建前なんだ、それについて、今度はそんなことはやるまいと思うけれども、大蔵省にはつきり——こつちは賛成なんだ、こつちが大元なんだから、大蔵省で實際やるかやらぬか、それで了承したのか、それでよろしいか、もう一度はつきりした答弁を要求したいと思う。これは非常に大事だ。またこんな

りして、地方の予想している額に比して低いようなものを当てがうというふうなことは絶対ない、必ず地方の要求通りにその点を織込んで、そうして支出をして行くんだというふうに、これはその通りだと思うのですが、そういうふうにはつきり事務的にもお並びになるおつもりがあるのかどうか、その点をひとつ。

○大達国務大臣　要求通りということになりますか、とにかく法律に規定してある支出については、その実際支出額に対しては二分の一を負担しなければならぬ。これは地方からの請求書といたしますが、結局決算というものが出て来るわけであります。しかしその場合、その計算に間違いがあるとか、あるいは国庫負担の対象にならぬ経費

すべきものの、こういふふうに考へておりますが、その通りだと大臣の御返答を承りました。

それから次の点は、先ほど金繰りの問題が出ましたが、補正をやらずにそういういた建前でもつて支出をされて行くとするならば、確かにこれは各府県では金繰りの問題で困つて来ると思ふのであります。その場合に、交付の時期はこれができるだけ早めてやらなければ、非常に支障が来る、そう考えまするので、かりにその精算の時期が五月であつても、一応はつきりした確定的な見通しが立てば、これは順次お支払ひになるのか、あるいはその五月の出納閉鎖時期、こどもつて精算をした直後、第一回のいわゆる本年度であれば二十九年年度の最初の概算時期に

大臣のお話大體わかつたのですか。金の出し方です。今年の七百億の予算の中からは二十八年度の分もお出しになる、こういうわけですか。

○大達國務大臣　私はさように承知をしております。

○松平委員　二十九年年度の七百億の中から一部をさいて二十八年度分に補填する、こういう意味ですか。

○大達國務大臣　これは予算の經理の問題でありますから、あるいは私が間違つておるかも知れませんが、私の了解する限りでは、二十九年年度予算といふものは二十九年度つまり今年の四月一日から来年の三月末日まで、この二十九年度の間に於いて交付せられる金額を予算に見ておる。こういうふうな考へておるわけでありませう。これは

をどうするかということにつきましては、先ほど大臣からも御答弁がありましたように、二十九年度の七百億の国庫負担金配分の際に、できるだけそういう点を早目に考慮してやるという措置でもつてよろしいものと考えております。

○辻原委員　そこがはつきりしないのです。五月の決算期に精算をした、その精算にのつとつて金を出す処理は、一体何によつてやるのですか。あなたは何か補正とか、三十年度の金でもつてやるのかいということを申されたように

大蔵省参事 二十九年度の国庫負担金七百億というのは、二十九年度の所要義務教育費の半額分であります。従いまして、二十九年度の義務教育費が七百億円で組んでありますから、その余った範囲内でやる、かりに二十八年度度の赤字が出て参りました場合には、その赤字を補填するということは、大蔵大臣の承認をもつてできるかと思えます。もしそれが余らぬ場合は、これは当然補正とか、そのほかの予算措置でできるわけにあります。

○辻原委員　その余つた場合は承認を求めて支出するということとはわかりません。しかし二十九年度はおそらくあまり余るとは予想できません。そこで精算をするというのは、足らぬから精算をするのです。昭和二十四年までのあの精算の当時を見ましても、あまり余つたということは聞きません。おそらく今の状況から見て、二十九年度も、これは増加することはありません。そう余裕が出て来るとは考えられない。そうした場合に、あなたは適当な方法で補正するというが、その補正というのは、二十九年度の補正ですか。

○大村説明員 それは二十八年度の赤字の金額とか、あるいは二十九年度の財源関係なんかにもらひまして、二十九年度に補正をする機会があれば二十九年度に補正しますが、機会がなければ、三十年度の予算ではつきり措置できると思つております。

私がここで明確にお尋ね申し上げておきたいのは、全国の都道府県教育委員会の委員の協議会において調査されているので、これはおそらく文部省から出た数字であると思うが、大体これは予算、決算が出ているわけではありませんから、今の予定する額が出ているのだと思いますが、給与額は、不足額が十八億一千二百五十三万六千円と出ている、そしてその半額である

ところの九億六千二百六十八千円というものが不足することが予想される。

こういう数字が出ておるとは、相当根拠のある数字であろうと思う。おそらくこれは文部省でいろいろ調査した

くれるものとしてやつておるものが、いろ／＼なこと、必要以上といえます。調査なんかでもしめんなどうなことを言われると、向うも下僚の職員たちは非常に実際的に困ることがあるというようなことから、いろ／＼心配な点があるので、こういうことはつき

り明確にしておかなければいかぬと思う。法律はすでに文部大臣も言われたように、実績に基いて半額は支出するのだ、必ずやるのだということを文部省は言つておられるのだから、間違ひはないはずであります、それならそういう場合の支出はこうだということをも明確にしてもらいたい。緒方局長は、今大体九億余りの不足が見られるのは、そういうことになつておると考

えておるか、考えておるとするならばその処置について、金の支出については今大蔵省から言われたような方法でやると言われるのか、この点ひとつ明確にしておいてもいいと思います。

それから九億幾らの負担不足額という金額の問題でございますが、これは先ほど大臣からも御説明がありましたように現在調査をいたしております。これは法律に基きまして支出する金でございまして、でためにやるのかやらぬという問題は起つて来ないので

あります。そういう意味でわからぬと言つておるのではございませんので、事実今各県に出張して調査をいたしたりしております。それがまとまりました上で大蔵省とさらに折衝して行きたいと考えております。

○前田(榮)委員 大体九億六百二十六万八千円という不足額は教育委員会の協議会においてすでにいろ／＼調査されておる。この額についてこれが正確

なものであるかどうかということは、
今ももちろんこれの調査中なのでありま
すが、大体そういう見当が出るだろう
と予想されておるかどうか。予想でよ
いのですから、それが少々違って八億

ありますが、もちろんやろうとすればできないことはないけれども、しかしそれは経理上の本則ではなからうと思う。大蔵省の立場で、当然赤字が予想されておる、しかも資金繰りの面から行けば年度の当初にこれは支出しなければならぬということを、先ほど大臣

も言明された。すると支出したところで、しかもそれをかりに二十九年度のものを一時流用するというあまり好ましくないからざる方法をもつてやつたとしても、当然そこに、もうそのときにおいてこれを補正しなければならぬという問題が生れて来る。しかしながら補正をするということはこれは主計官の立場としては言明できない問題であるので、三十年度にはというふうなことを

言われた。その胸の中はお察しするけれども、そういうことになれば、当然二十八年度のものを含んだ補正ということが二十九年度に起らなくちやならぬという問題が出て来ると思うので

す。それは筋道として二十八年度の不足分を二十九年度に文部省としては要求しなければならぬと思うが、そういうつもりを持っておるのですか、文部省にこの点いまだ一度伺いたい。

○諸方政府委員 赤字の補填の方法につきましては、いろいろ予算技術上の問題があると思いますが、この見通しがつきましては、大蔵省とよく協議いたしまして、折衝いたしたいと考えております。

○辻原委員 大蔵大臣は、二十九年度の予算については補正をいたしませんというところを予算案にあつて説明された。しかしながら文部省は二十九年度に五月の出納閉鎖時の打ち切りをもつて明確になった赤字の補填だけは補正予算をもつて要求するということを今言明されたわけで、私はそれによつて了承いたしますが、大蔵省は当然事務的にはそういう考慮をならなければならないと思うが、主計官は今の局長のお言葉をどういうふうにお考えになりますか。

○諸方政府委員 ちよつと、今私が申し上げましたのは必ずしも補正予算という限定した意味で申し上げたものではありません。いずれかの方法によりまして支出をするというところを、大蔵省の予算編成の技術上の問題もあるかと思ひますが、その点を折衝いたしたいというふうに申し上げたのであります。

○辻原委員 そういう便利な方法があればそう願ひたいのだが、出納を閉鎖して、前年度の繰越金もなく当該年度に入つたときに、前年度の金を予算経理上執行するような便利な方法があるならば、どういう方法があるかひとつ

お聞かせを願ひたい。適當な方法でということであるが、その補正をする以外に方法があるならお聞かせ願ひたい。

○大村説明員 義務教育費国庫負担金というものは、先ほども申し上げましたように一種の精算する建前になつております。決算に対する取扱ひは決算の確定を待ちまして、かりに赤字が出た場合には、翌年度以降に予算措置をするのが従来のしきたりでありました。ただ最近では毎年補正予算を組む機会がございまして、赤字の金額がきまつております場合にはその措置をやつております。しかしその場合は、さらに翌年度の予算で措置する、これが従来の財政上の取扱ひでございます。その場合に何十億という赤字が出た、そのために非常に地方財政が圧迫されておるといふ場合には、これはまた補正予算を組まなければいかぬという場合が出て来るとも考えられますし、あるいはその場合に予備金が相当あれば、予備金で出すというところも考えられます。そのほか七百億の中であつた赤字があれば、その中で操作するということも考えられます。

○辻原委員 ただいまの主計官の説明は、私は予備金支出のことを言つていゝのではないかとと思ひますが、具体的にいふと二十八年度の赤字は、私は十億を突破すると思つております。先ほど大臣が言われたように、富裕府県にしても、今度の二十七億八千万の補正のみならず、三月までにその他弱小県と同じように増加する要素を持つております。従つてその分を含めれば、先

ほど前田さんが教育委員会の資料をもつて九億六百万何がしということを書かれましたが、私はそれ以上に増加すると考えます。そうすると当然十億以上の金が赤字ということになれば、私は予備金でやり得れば、そういう方法でやつてもかまわないと思つております。予備金でも、しかしながら二十九年度の予備金の支出ということとは、これは予備金ではあるけれども、その中には当然支出されるべき要素としてのものが織り込まれておる。そうすると、私の記憶では、その予備金の中に要素として入つてなかつたと思ふんだが、これは当然支出されるような内容をもつてその予備金は組まれておるのか、あるいはその後に加つた要素として、それをも含んで二十九年度の予備金が支出されるという考えを大蔵省は持つておられるのか、しかも補正をやらぬといふことになれば、当然その方法によらざるを得ないと思ふが、それはやれる御自信がありますか、これを主計官に伺ひたいと思ひます。

○大村説明員 予備金は政府原案においては御承知の通り百三十億であります。三党修正の結果五十億減つたわけでありまして、なお八十億ほど残つております。義務教育費国庫負担金は、赤字決算で赤字補助の建前でございまして、以上は、当然過年度赤字の決算を見た上で交付するわけでありまして、御承知の通り予備金は当該年度におきまして緊急事態に備へるためのものであります。元来ならば赤字が出ましても問題は資金繰りで地方財政が圧迫されるかどうか、それだけ穴が明きますかと、地方財政がやつて行けないかどうかというところが一番問題でありまし

て、ただ赤字が出ただけですと、昭和二十八年度の帳簿いりを含めるために昭和三十年度に国庫負担金の二十八年度の赤字を計上すれば間に合ふ。しかし資金繰りの点で地方財政がやれないといふことになれば、別途資金繰りの点で考えなければならぬと思ひます。

○辻原委員 どうも重要な点がばけておりますのはつきりいたしました。私が、大体のところは申し上げました。私はこれ以上のは申し上げません。申し上げませんが、問題がさうに非常に苦しい状態になることは、当然操作上補正すべきものであつて、その補正の責任を怠るからかようなことになると思ふ。数字がはつきりしないといふことを言われましても、しかしながら予算を編成する場合これはある程度、今はもう三月であります、これから支出される金あるいは各都道府県において不足を生じておるものといふのは、ほとんど確定的に近い見通しの数字がすでに出ておると思ふ。具体的に申してみますと、たとえば退職金の支払いの問題にしても、今日の時期においては、これは大体どのくらいあるかといふことはほぼ確定的であります。従つてその数字をもつて、五月八日までには議案があるものでありますから、この時期に補正を提出するならば、何らかの方法というようにことを言わすして、当然二十八年度の予算ないしは二十九年度の予算等でもつて完全に補填して、あとで資金繰りにおいてこれはせつかく御努力をいたしたいと思ひますが、しかしながら努力を願ひましても、従来の例から見て、各府県が要望するごとく適切な時期にその金が交付されるということとはちよ

つと期待したい、従つて、そういう時期にこの補正をやられるということとは、当然の責任でもあるかと思ひます。それをやりにならないから、その赤字の補填の制限をするし、金繰りの問題についても別途の方法でやらなければならぬといふような、非常に今の時期としては適當でない方法をとられなければならぬ、かように私は考えるのであります。従つて資金繰りの点についても詳細お聞きしたいのであります。先ほど決算期が過ぎましたならばすぐさまその資金繰りについては考慮する、できるだけすみやかに地方に対して交付されるということは大蔵省も文部省も言明せられましたので、了といたしますけれども、その問題と同時に、はつきりさせる意味において、ひとつ補正予算を、あなたの方で事務的に取運ばれるような進言をそれぞれ当該大臣にやられて、後日その操作について困つた事態あるいは問題の起きないよう、特になお一段の御努力を願ひたい。幸ひ富裕府県の分の補正予算が出ておるのでありますから、これに加えておつた十億程度の補正をおやりになるとすれば、あながち大蔵省といへども金がないとは申されません、十億ぐらいの余裕金は二十八年度の会計年度の中においても生み出せないといふことは万々あるまいと私は信じております。こういう点についてひとつ特別に考慮願ひたい。同時に、これは大蔵省、文部省、両省に要望いたしておきますが、国の予算が確定いたしましたとしても、地方においてそれが財政支出されるのはその後でありまして、従つて、その以前の国の方針が明確にならない限り、地方においては実

七百億の予算の中に見込んであるところの半額負担に関する富裕府県分は、一体何億くらい予想されておるかということをちよつとお尋ねしたいのである。

年度の実績からいつて三十億程度の赤字が当然予想されるということで、陳情があつたと思うのですが、文部省はそういう陳情を受けておるかどううか。

○松平委員 それはちよつとおかしい。二十八年度を基礎にしてやつたのである、そのときに二十八年度にはこれだけ不足が出ておる、二十九年

正道君。
○富津委員 教育公務員特例法の一部を改正する法律案、義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する

○高津委員 あの平和を熱心に希求して、そうして戦争の弊害を多くのの人に教える熱心な労作である映画「ひろしま」を、文部省は申請があつたに

かわらず、何ゆゑ適當でないとお認めになつたのか、その理由を伺います。

○大達國務大臣 映画「ひろしま」は製作者である日教組の話によると、平和の精神を鼓吹するためである。こういうふうであつたようであります。あるいは日教組としてはそのつもりでつくりになつたかも知れませんが、私があつた映画を見て感じたことは、平和を愛する精神を鼓吹するといふのではなく、むしろ復讐戦を鼓吹しておるのではないか、私はさうな印象を受けました。

○高津委員 今文部大臣は、日教組の説明の平和の精神を鼓吹するためのものではなかつて、むしろ戦争の復讐心を鼓吹するものである。こういうふうな言われましたが、私はさういふ認識が違つたのであります。それでも一つ聞いてみましょう。前進座が全国の多くの学校で上演した有名な、農民よ願起せよ、王政に抗して立ち上れという趣旨のものとは多く認めておるようでありますが、あの佐倉宗五郎劇、あれは政治的目的を持つたものとお認めでありましょうか。

○大達國務大臣 私は残念ながらその劇も見えておりません。

○高津委員 他の政府委員のお考えを聞きたい。

○緒方政府委員 私もその劇を見ておりませんので、ちよつとわかりません。

○高津委員 それではお尋ねを進めますが、もう一つ、今映画「ひろしま」が文部委員たる私の見るところと大達文部大臣の見るところと違つておるやうです。それはあたりまえだ」と呼

ぶ者あり。それはあたりまえだといふやうな不規則発言がうしろの方から飛んでおりますけれども、なか／＼こういうものに對しては、客観的な、たれもが認めて妥當な基準といふものがなければ、さういふことになるのであります。今度の中立性に関する法案の中には宣伝、扇動という字句が入つており、しかもそれが非常にまわりくどい表現になつておるのであります。教育は思想とか、學問とか、説明とか、さういふやうな思想にわたるものでありまして、それを一人の人間はこれだけの域を越えたものであるといひ、他の者はそれは越えてはいないといひ、おの／＼見るところを異にするのであつて、非常にむづかしい問題であると思ふのであります。また昨日同僚小林進委員は、政府の提出した偏向教育の事例について、多くの委員が党派を超えて調査して来たが、これは事実無根であると言つておるものもあるし、あるいは少しばかり何かがあると言えないこともないかも知れないが、それを針小棒大に誇張したものであるといふやうなことを申しておりますが、この法案を通すために二十四の事例を宣傳材料として提出された。あの資料の見方に対して、それは主観の相違である、それは認識の相違であるといふことをもつて文部大臣は答へられたのであります。このように非常に教育の中立性を侵してゐるか、侵しておらないか、きわめて明瞭な欠くこととありますから、私はこの法律が通るならば、法律の中に「何人も」といふ言葉も入つており、実に教育に携わる者はもちろんのこと、言論に携わる者、講演する者、執筆する者は非常なる圧迫を受

けるといふことをおそれるものであります。文部大臣はさういふように教唆扇動といつて、精神的な、思想的なものを対象としてさういふ法律をつくるというところは、言論の自由に対して何ら幅を狭めるものではない、言論の自由、思想の自由に対して少しも圧迫する法律ではない、このように主張されるならば、その理由を十分説明していただきたいと思ひます。

○大達國務大臣 これは罰則を伴う法律でありますから、その罰則の対象となる規定の解釈をいたしましては、もちろんきわめて嚴格に解釈されなければならぬ、これは申し上げるまでもないと思ひます。

それからこの法律の結果、いわゆる教唆扇動、これが思想の圧迫となり、あるいは言論の圧迫となるということが絶無であると思ふかどうか、さういふ御趣旨のようでありましたが、なるほどこの法律に書いてありますやうな目的をもつて、つまり政党の政治的勢力の伸張あるいは減退を目的として、教職員の団体の組織活動を利用して、さうして特定の政党を支持した場合は反對させる教育を行うように、学校の先生に向つて教唆扇動する、さういふ言論はこれによつて抑えられることはもちろんであります。これは法律に書いてあるものでありますから、さういふ言論はこの法律によつて少くとも罰則を受けることを覚悟しなければ言えない言論であります。それ以外の言論が圧迫されるということはありません。

○高津委員 全国の小学校の校長が東京に大会を持つて、たとえば千人集まつたといふことです。その席に政党に籍を持つところのそのときの文部大臣が

出て、一場の訓辭といふか講演をした場合に、それが大多数の人によつて自由党が出て、自由党の宣伝をした、さういふやうな場合には、これは演説をする以上は影響を与えようと思つて演説をするので、従つてさういふ言葉使いが現われて来るから、人々もさう認めるのであります。その場合は、その文部大臣はこの法律に、文字通りに読めばかかると思ふが、文部大臣はどのようにお考えでありますか。

○大達國務大臣 これは文部大臣であらうとならうと、その席において、この法律に定められたる条件を具備して発言すれば、これは教唆扇動といふことになり得ます。条件は申し上げるまでもないのであります。が、政党の勢力を拡張する目的をもつて、さうしてその会合は教職員団体が主催した会合である。その会合の席に臨めば、これは教職員団体といふものの組織なり活動を利用したといふことになり得ます。さうして児童、生徒に對して（高津委員「小学校の校長大会です」と呼ぶ）しかし教職員団体の活動を利用しなければいけない。これは一つの重要な条件であります。それからただ学校の先生にいわゆる演説をしたといふだけではこれは入らぬのであります。子供にさういふ教育をするように、たとえば子供に自由党を絶対に支持しなければいけない、自由党が一番いい政党だから自由党を支持しなければいけないといふことを教へなさい、さういふことはいけないわけであり得ます。

○高津委員 その席上に社会党の右でもあるいは左でも出て、現在の国際情勢を論じて、ソ連一辺倒の共産党は誤りであるし、アメリカ一辺倒の保守政

党の考え方は、最後には日本は血を全部吸ひ上げられて、だん／＼衰弱して行くであらう。向米一辺倒も間違ひだし、ソ連一辺倒も間違ひだし、日本はエジプトやイランやあるいはインドのように、独立の道を歩まなければならぬ。困難ではあるが、自主中立の外交方針を貫くことが正しいのであつて、諸君は多数の児童、生徒を預かつておられるのであるが、諸君は民族の将来を考えて、われ／＼の方針をよく理解してもらいたい、さういふ方に演説をするならば、それはテープ・レコーダーにむろんとつておけるし、さういふやうな演説を社会党がやつた場合に、それはこの法律にひつかかるのですか、どうですか。

○大達國務大臣 それはひつかからぬでしょう。（あゝまいだと呼ぶ者あり）

○高津委員 それは、ひつかからないだらうといふのは、さういふ理由に基いてさう言うのですか。

○大達國務大臣 それだけのことであれば、ひつかからないと思ひます。

○高津委員 それでは日教組の大会へ総評の高野事務局長あるいは総評の他の指導部の人、さういふ人が出て、現在どこでもやつておるやうな演説を日教組の大会においてやつた場合、それらの演説はひつかかりませんか、どうですか。

○大達國務大臣 現在どこでもやつておるやうな演説といふのは、内容がわかりませんが、正確なことは申し上げられませんが、日教組の大会にだれが行つて演説したからといって、この法律には関係ございませぬ。

村によれば、あつちのこは野蠻人の
 することでありまして、野蠻人のす
 ことをやつた者がアメリカ人であつた
 という発言であります。そこにはあ
 戦争に対する反省などはみじんも着
 できません。私はまた近來これほど思
 い切つた反米的言辭を聞くのは初めて
 であります。しかも場所に分らない
 国会における大臣答弁に立つてこの

見を發表されたのであります。これは平素、心にそう思つていればこそ、すらすらと簡にして要を得た名せりふが、あのように苦もなく發言できたのであると信じます。大達文相は、パージが解けて、今を盛りと活躍し始めた矢次一夫君を事務局長として組織されている国政研究会という団体、この国政研究会が先月八日、日本倶楽部において開いた同会会員の集會に臨み、ただいま上程されている教育二法案について講演をされ、その筆記が同会の機関紙「新政」第二巻、第六号に載つております。その席には下村海南、久富達夫、安積得也、向井鹿松、高山岩男というような人々も見たのであります。本来この団体は番町会の永野護、十條製紙の社長の西澤、同常務金子佐一郎、富士製鉄社長永野重雄、野村証券社長奥村綱雄、元情報局長奥村喜和男というような、そういう財界の人々やあるいは（鍋山貞親もいるぞ）と呼ぶ者あり）貞親がいればどうもいよゝゝ悪いことである。大臣は盛んに共産党攻撃や日教組攻撃をその席でやり、しかも日教組が親米の教育をする点を指摘して攻撃していられるのであります。みずからは大臣として国会で大つぱらに反米的な發言をしながら、日教組の反米宣傳を取締ろうとする法律をつくることは自家撞着ではありますまいか。みずからはすばり／＼葉巻をふかしながら、他人に耐乏生活を説くのは筋の通りである以上、文相自身が今日力を入れて反米教育を抑圧しようとするのは、筋の通りぬことおびただしい話ではありますまいか。どんなに好意的に見てもこれは明らかに矛盾であります。私は人物評論

も書きませんが、大達茂雄という紳士の特徴の一つは、男性的、積極的、押しとがんばりの強さのような面であるかと、ひそかに觀察をしてゐるのであります。一旦言つたことには責任をとります。それは言つてもこの人にも例外はあつて、何ゆゑか戦争に対しては責任は一向に感じていられないようであり、これに越したことはありません。文部大臣は一流の学者であること、これに越したことはありません。福沢諭吉、新島襄、ベスタロツチなどという天字の教育者でなくとも、たゞ一つの条件、それは私は言行一致という平凡な徳目であらうかと思ひます。文部大臣としてこの言行一致だけはぜひとも必要であると存じます。大臣、あなたは今から一週間前、法務委員会の席上において驚くべき反米宣傳をした。その名せりふはただちに電波に乗つて海外に、全世界に伝達されたのでありますから、あのとき文部大臣たるその資格を一分の間に失われたのであります。なぜそう言えるか。みずからはそのような反米的な大宣傳を行ないながら、小学校、中学校の義務教育に従事する教師の、大達發言に比べてその十分の一、百分の一、千分の一でもない、とりよつては反米のみにあつた極度の範囲も眼界も不明瞭な言葉の先まで問題にして、教師を刑務所にぶち込むような法律を、一つならず二つまでつくつてゐることは、自家撞着であり、矛盾であるのみならず、古今東西を通じて異論のない言行一致（發言する者あり）言行一致に諸君は反対ですか。（大賛成）質問を継続しろ」と呼ぶ者あり（言行一致という言葉をあなたは台なしにし、めちや

めちやにされたのであります。大臣、あなたはかつて言行一致の行動をとつておると御主張になりますか。いくつ御心臓でもそれは言えなかつたと思ひます。言行一致の行動はとらなかつたと思ひます。答弁をされませんか、これが私の第二の質問点であります。これは根本です。

○大達國務大臣 初めのお尋ねにお答えいたしますが、中曾根君の發言とこの法律案とは何らの關係はありません。

その次の言行一致とかいうことでありますが、私がどういふ考え方を持つておるか。これはただいまあなたが私にかつて御説明をなさいました。私はあなたが言われるような思想を持つておるとは限りませんが、しかし私は、私がどういふ思想を持つておるかということは別として、その思想を児童生徒に押しつける気持は毛頭ないのであります。従つて、これをあなたが言行一致と言われれば、それまでだ。私は自分の考え方を子供に教え込むことによつて、言行一致の実をあげたいと思つておりません。

○高津委員 中曾根發言とこの法案とは關係がないと言われるが、世間だれも見ておるやうに、つまり次から次へと逮捕される者ができ、国会に対して逮捕請求が早晩来るということはみな直感しておるのであります。そしてそれが自由党に最も多いといふことも常識になつておるのであります。そのような内閣がこゝういふ法案を出してインテリの大集團を圧迫する。そこには矛盾はない、關係はないと言われなければならない、中曾根康弘という個人と關係があるわけではない。中曾根君が

指摘したやうに、検事の供述に基いて指摘したやうな問題が、疑惑の雲がずっと上までかかつておるやうなこの内閣が、インテリの大集團に対してこゝういふ圧迫の法案を出して臨むといふことは、時を得たものであるまい。どうも自家撞着のきらいがある。關係がこれでもないと言へますか。中曾根個人ではなくて——こゝういふ内閣が、こゝういふ汚職に包まれたまづ最中に、こゝういふ法律案を出すといふことは、時を得ない。またこゝういふ法案を製造する責任者に、その人を得ない。時を得ない、人を得ない、こゝういふ意味で聞いておるのであります。關係は大ありでしょう。關係のあることを聞いておるのです。

○大達國務大臣 時を得ない、人を得ないといふことはあなたの御意見であります。これはいくら考へてみても、中曾根君の發言とこの法律との關係を發見することはできません。

○高津委員 中曾根君の發言は、ほんの話をアクセサリーとして出た程度のものであつて、現在の内閣が疑惑の暗雲に包まれておるといふ言葉の説明の文句なんです。こゝういふ疑惑に包まれた内閣が、みずから謹慎しないで、そしてそれを批判するやうな勢力を圧迫するといふのは、あまりにも自己反省の態度が見えないではないか。關係が大いにあると思ひます。中曾根發言とは關係がございせんといふ答弁は、私は誠意を欠いた答弁だと認めます。いま一度答弁を要求します。

○大達國務大臣 先ほど申し上げた通りであります。

○高津委員 それではお尋ねをいたしますが、この法案の背景、バックにつ

いてしばらく質問を続けてみたいと思ひます。

御記憶の方もありませんが、昨年の十月二十五日の東京朝日は、池田・ロバートソン會談の草案を旨——このくらい広い角度から法案を研究しなければ、ほんとうの審議にはならないと思ひます。この法案にひもをつけているものは、それはアメリカです。私はここに証拠を出して質問をするのであります。この池田・ロバートソン會談の成果を要約した文章は、實に長文のものであります。この電報は、朝日新聞の篠原、木谷兩特派員が、その前日二十四日に本社に打電して来たものであります。その中に「會談當事者は日本國民の防衛に対する責任感を増大させるやうな日本の空氣を助長することが最も重要であることに同意した。日本政府は教育及び広報によつて日本に愛國心と自衛のための自覺的精神が成長するやうな空氣を助長することに第一の責任を持つものである。こゝういふはつきりした文字が現われておるのであります。すなわち池田さんが吉田さんの特使として向うに行き、そしてアメリカはロバートソン國務次官補がそれを轉送折衝を続けておつたのであります。その中に日本の教育をアメリカの担保に入れるやうな申合せがあつたのであります。表の舞台を見ておれば、いかにも人形というか、役者が動いてゐるやうであるが、うしろから糸を引く者がある。それは太平洋のかなたアメリカである。ここにその証拠が現われておるのであります。自主性を持つてやつてゐるやうな顔をしておるが、その背景をさぐつてみるとアメリカの手が動いておる。こ

れを日本の文化のために、日本民族のために深く悲しむものであります。この外電、これに対する大達文部大臣の所見を伺います。

○大達文部大臣 ロバートソンという人がどういふことを言つたか私は知りませんが、これは高津君だけではなしに、社会党左派の諸君からはしばしばこの問題の質問を受けるのであります。どうも非常に社会党左派ではアメリカのことが気にかかつて、私がこの間法務委員会で発言したことも、すぐアメリカのきげんをそこないはしないかといふことである。御心配をいたしました。またロバートソンの発言についても非常に何か再三にわたつて御質問がありますが、これは前に申し上げる通り何にも私どもに關係はありません。ただロバートソンという人が日本の教育について何を言われようが、これはロバートソンのかつてであつて、それにかかれこれ言ふことは、これはおきらない思想の圧迫でありまして、ロバートソンという人がそういうことを言つたからといつて、この法律案がそのロバートソンの教唆運動によつてでき上つたのだ、こういうふうな即断されるということは実におかしいのであつて、そういうふうな教唆運動と簡単にきめてしまふ人がこういう法律の運用に当たらば、この法律といふものはまことに恐ろしい法律になる、私もそれはそういうふうな教唆運動を向うでやつたからといつて、簡単にすぐ教唆運動になつておるのだ、そういうふうには考へておりません。

○高津委員 沖繩には今アメリカがおそらくは原子爆弾を持つてゐるかもしれないと思われませんが、その沖繩はわ

れわれ年輩の者がよく言う要塞地帯、軍事基地であります。その沖繩は要塞地帯であるから、その沖繩に行われ

る教育もまた警察行政も、要塞の主要目的から規制されておるのであります。私はかつて麻生久君のいまだ生きてゐるところ、足尾銅山に争議の応援に参つたことがござりますが、そのとき警察に行つてみると、時計の大きいのがかかつておるが、それには足尾銅山寄贈と書いてある。テーブルにも灰皿にもみんな足尾銅山の寄贈といふことになつてゐるのであります。あそこにおる警察官は足尾銅山の意のままに動かざるを得ないような立場にある。琉球、沖繩における警察もアメリカの軍司令官の意に反することはできない、そういう事情にあるのであります。だが沖繩は遠くの話ではなく、日本にはレーダー基地などを数えて、それらをみな入れてしまつて七百も八百もアメリカの軍事基地があるのであります。そして、その軍事基地の中に日本が包まれておると言つてもいいほど、統計のつきな人はその軍事基地の広さを全部合せば四国の大ききになると今は言つておりますが、そのように多くの軍事基地が日本にあるのであります。池田勇人君と話し合ふ場合には、ロバートソンはロバートソン一人の思ひつきでばつと名ざりふを吐くというふうなものではなしに、必ず下にはいろいろな作業班があり、分科会があり、そしてその上に立つて、それをスポークスマンとして池田使節との間に談判をしておるものであります。それらの会談成果を要約した草案の要旨という中にこれが現われておるといふことは、

ロバートソンがかつてな言ひ分をして

おるが、この法案とそれは關係がないという答弁をこゝでしてみたところ、今の沖繩における教育のあり方、警察行政のあり方、それが要塞地帯、軍事基地におけるものであるから、アメリカの議会や意向に左右されるどころか支配されるという事情が当然であるのだから、二割引か三割引程度の濃さ薄さを言へば、沖繩ほどではあるまいが、日本もまた同じように警察行政も、教育行政も——アメリカは軍事基地に使えようと思へばこそ、池田さんとの会談の中にこのように現われておるのであります。私はこれはこの法案を議する場合に大事な点だと思つてあります。このくらい私が申し上げても、なおロバートソンの言ひ分と、この法案との間には關係性はな

に現われておる。この言葉は、この内

容は日本の教育をアメリカに担保にするものだ、こういうようなことにちつとも気づかないで、援助はしや、援助はしやでこゝういふ会話がとりかわされておるのであります。これは朝日新聞の篠原、木谷という両特派員がこの中にこゝういふ文句をはめ込んだものでないです。なぜならばこれは一項一項検討してみますと、実に一國を代表する者の会話であつて、古い言葉で言へば、君名をはずかしめないように緊張してとりかわした重要な文獻であります。その中にこれがある以上は、われわれがこの法案を審議する場合にアメリカさんが何と言おうとわれわれの知つたこつちやない、この法案に關係するところがないと、こゝう言つてしまへば、言葉ではそう言つてしまつても、速記録をとつてわれわれが読めば、關係は大ありだといふことになるのですが、あなたは關係はないのだといふ、なぜないか、こゝうこゝういふ理由で、あるはずがないではないかという論陣を張られれば、初めてあなたに關係がないといふことを言われたことになる。ないと思ひますが、それではどうも通用しないでしょう。

○大達文部大臣 關係がないからないといふと申し上げるの、關係があるとつしやるなら、あるといふ証をばせたいだきたい。ない証をばせたいだきたい。ない証をばせたいだきたい。

○高津委員 どこかに犯罪があつた場合、とつた／＼とやう方も論証せねばならぬが、とらなかつたといふ方もアリバイを持つて来なければいかにでしようが。私は關係があるといふこれだけのものを持つて来ておるのだから、あなたからこそ、それは信憑性がないものであるとか、あるいはこゝういふこととはあるとかないとか論証する義務がある。アリバイを立てば、無罪ですよ。この質問応答において、アリバイを示す義務があなたに私はあると思ふ。

○大達文部大臣 あなたのお説を聞いておると、沖繩の警察官がどうかといふとか、だからロバートソンとこの法律案と關係がある、こゝういふ論評のやうであります。こゝういふ論評のやうとかわからぬ。

○辻委員 高津君、別に御注意というほどではございませんが、法案に直接關係して御質問を願ひたい。

○高津委員 この両法案の背景を研究しなければ、表に現われた現象だけをなでてみたつてしやうがない。われわれはもとの根本をきわめるのが国会議員だと思ふ。今までの説明で尽きておると思ひますが、沖繩はアメリカの軍事基地的な要求にまつたく適應した、言ひかえるならば、アメリカから統制されておるこゝろの沖繩教育であり、沖繩の警察行政である。アメリカは、これだけ軍事基地を持つ日本の教育がどつちへ向うがかまわぬといふような野放しではない。アメリカは重大な關心を日本に対して示して来ておるのであります。それは池田・ロバートソン会談の文書となつて現われておる。沖繩と日本とどうして關係があるか。アメリカから見れば、沖繩を幾らか薄くした程度のもので日本なんです。沖繩はど嚴重にやればわれわれが承知しないから、この程度にやつておるものであります。こゝういふ会談が行われるといふことは、日本の教育とアメリカ

力側が思いのままに動かそうとしておる証拠でありまして、関係はないという答弁一点張りでは通用しないでしょう。もつと答えてもらいたい。関係はないですか。

○大達國務大臣 教育の中立性の問題は、高津さん御存じのように、昨年の七月、八月ころですか、山口県の記事の問題からやかましくなつた問題であります。ロバートソンの説というのは、いつでありますか、去年の暮れでしょう。これはずつと時間的に違ふのです。何も關係はないのです。一種の言いがかりですな。つまり時間的に見れば、わかり切つたことを、何べんも何べんもしつこく社会党左派の諸君に聞かれるので、それでロバートソンがどう言うたかということがだん／＼はつきりわかつたくらいのもので、私は初めは実はその新聞も読まないで、ロバートソンが何を言つたか、実はうかつで知らなかつた。これだけでも、この法律とは何も關係ないということがおわかりになつていただけたらと思います。

○高津委員　今のは、私から言うところ、アリバイになつていないと思う。鯨が水を吹けば、胴体はそこになくても、そういう水を吹くものは鯨であると推定される。そうであるから、アメリカが沖鯨の事例から考えても、日本に対して何を考へておるかということ、教育に對し、警察に對し、あるいは日本の持つべき軍隊に對し、アメリカの希望が何であるかということ、われわれは百パーセントの確率をもつて推定することが出来る。だから現われたときは十月二十五日であろうとも、会談はそれより前に進行している。この法

案をつくつたあとに出て來たのだから、先に考へておつた法案に關係があるはずはない、一応表面的に見れば、そうであるけれども、現われて水を吹いたのはちやうど十月二十五日である。鯨はその地点に向つてどん／＼歩いておつたのであつて、われ／＼はその鯨がこの方向に向つて來ているということをちやんとした確かさをもつて言つておるのであります。外国電報を——今持ち合もておりませんが、そ

カが日本にそういうような執拗なる關心を持つておるか、アメリカの意圖に従わせようとしているかわかる。この事実から言えば、関連はないというのは、時の關係で関連がないということにはならないと私は思います。このこまかい点について大臣の御答弁を要求いたします。

○大達國務大臣 去年の七月で山口県の日記について当時特別国会の文部委員会で、主としてあなたを中心として、文部大臣にいろ／＼御質問があつた。その当時に私は、通達を出したということが問題になつておりますが、これですらしても中立性が保てないということであれば、なお何らかの措置を講ずる必要があると思うということを申し上げたのであります。いわ

ば公約をした。これはロバートソンとは何も関係はない。ロバートソンのことはそれから半年もたつてからのことであります。ロバートソンという人が池田君とどういう話をされるかということは、私は半年も前から予定をして——当時特別国会では私は文部大臣としてまだ自由党に入つたばかりのときだし、入閣早々のときでありますか

ら、ロバートソンが半年先にきつとこ
う言うに違いないとは想像できないの
であります。それは時間的に明瞭で
す。ですから失礼ですけれども、言
いがかりはいいかげんにやめてもら
い。

○辻委員長 この問題はこれ以上やりとりなさつても同じだと思いますから、どうか観点をかえて質問願いたい。

○高津委員　それでは委員長のお勧めもあるのです、観点をかえて申し上げます。大臣がこの法案の大筋のねらいを考えられて、それを省内において最初

に委嘱された人はだれでありますか。

○大達國務大臣 私は、ほかの人に委嘱して立案してもらふようなことはないと思います。

○高津委員　そうすると、自分一人で何もかもやつたと、おつしやるんですか。

○大達國務大臣　文部省のしたこと

は、私の責任であります。

○高津委員　だれとだれに作業させたか、それは答えられないと言うんですか。

○大達國務大臣 どういうわけでそう
いうお尋ねをいただきますか。私は文
部大臣として文部省の官僚を必要に応
じて使うのであります。

○高津委員　それでは名前をあげて聞きますが、田中事務次官やあるいは緒方初等中等教育局長や地方課長には相談をしなかつたというのですか、した

○大達国務大臣 今おあげになつた次官、初中教育局長、地方課長これおきたい。

担当者であります。これに命じたのであります。相談したわけではないのであります。

○高津委員 言葉は相談でなくとも、命じてやらせた人間三人だけは浮んで来たのであります。が、初等教育課長の大島文義君、中等教育課長の杉江清君、これはどうですか、後日のためにものをいいますから……。

○大達国務大臣 それは担当課長じやないそうです。

○高津委員　今はその二人の名前がありませんが、それは参画しなかつた、命じなかつた、こういう意味ですか。

○大達国務大臣　私は初中局長に命じ

たのであります。初中局長がその部下の課長その他の者を使うのであります。私がずつと下の人までも直接使つておるわけではない。役所の組織とい

うものはそういうものであります。あなたは役人をなさつたかどうか知りませんが、あなたのおつしやるようなものではありません。

○高津委員　ここまででけっこうです。それからほかへ移ります。課長な
んというものはこの奥息荒い大臣のも
とには下の下の方にいるから、一々自

分に顔も知らぬし、直接そんな者などに命じやしないなどというのは、民主主義のこの国会で初めて聞く言葉であります。

それはそれといたしまして、次に、今日の新教育を受けた生徒児童が、その昔の尋常科、高等科時代あるいはまた旧制の中学の初めごろに比べると、漢

字を誦讀している点では若干見劣りがするかもしれないが、これに反してつづる方、作文の点では非常にすぐれており、私は後世恐るべしとはまさにこ

のことだと感心をし、義務教育の学校の先生方に感謝しておる一人であります。その文章が伸び／＼としておるし、表現も自由自在である。それらは学校の壁に張られたり、あるいは駅のしかるべき場所に張られ、また雑誌、新聞に掲載され、単行本になつてゐるものもございます。文部大臣は私が指摘するこの平凡な事実とその評価に對して、同感をしていただけますかどうか。

○緒方政府委員　今お話の点は学力の個々の点に関係して来るのであります。が、これはいろいろ調査をいたしておりますけれども、若干戦前よりも劣つ

ておるのではないかという点が指摘されております。漸次これは向上しつつあるようでございますけれども、しかしろ／＼長所も短所もございませ

て、たとえば今お話のありましたような漢字の点などにつきましては若干劣っております。作文の点につきましては、これは前よりも若干すぐれた点が

あると思います。いろ／＼長所、短所があるであります。

○高津委員　緒方政府委員もお認めのようであります。それでは児童生徒が

学校の先生方の教育活動以外からの影響が非常に多いという平凡な事実を考え、またこれら児童生徒が昔と違って自由自在の表現力で書きつづるものが作

文であるという事実を考えますときに、先生からの影響でない考え方や思想の作文や会話が現われて来るということは、雨の降る日は、天気が悪いと

いうほどの平凡なことであり、また、このような場合のあることは緒方政府委員も大臣も否定はされなないと思いますが、念のためにこれも聞いてお

きます。

○大達国務大臣 児童が先生の影響ばかり受けるのではなくて、その他の影響も受ける、これはそう思っています。

○高津委員 それではお尋ねいたしますが、そういう作文に親の反面的な色が現れたり、あるいは基地反対というような作文が現れた場合に、地方教育委員会はこれに先生の影響だと思ふかもしれないが、私はもう一つ論議を固めるために言っておきますが、近ごろの家庭では子供にはたくさん参考書などを買つてやる家庭があるものであります。そして菓子のようなものは食べればなくなるから、おみやげにもおとぎ話であるとかそういう習慣も相当広がっております。そういうふうなあるいは近所の人々との交際、自分の家の来訪客、親戚の影響、それらを子供は多分に受けておるのであります。そのような多くの影響を受けた作文であります。それを学校の先生の罪にしてしまつて、うちの子供がこういうようなことを書き出したといつて驚いて、学校の先生に見当をつけて、その話が警察に伝わつて、警察が被疑事実ありと思料すれば、現在の刑事訴訟法ではすぐにそれを大いに探ることができるとありますから、乗り込んで家宅捜索まですることはできないにしても、教育委員会に刑罰権を發動させる、そういうような権利を与える結果は恐るべき影響が生ずるのである。そして教育委員会の委員の頭の程度によつてこの村では、今言ふように、よく調べてみればいつも遊びに行く家が軍事基地反対に熱心な人

であるから、その人の影響を受けてお

るといふようなことはわからないで、ひとえに学校の先生のどれが一番新しいかといふようなそこへだけ見当をつけて、学校の先生の新しい人々に嫌疑をかけて大騒ぎが持ち上るようなことが、この法律によつてたくさく起るであらうと思ふのであります。杉並区ではほとんど問題にならないことが長野県に行くとそれが問題になる。長野県で問題にならないことも、さらに山梨県の山間部へ行けば、そこでは問題になるといふように、地方教育委員会の判定といふものがあつてこつちみな違ふと思ふのであります。このことは日本の教育界に大混乱を巻き起す。見解の相違だといふ答弁が現われるかも知れぬが、そういう一定の基準も何もなかつて、認識の相違だといふのだから、あつちこつちみな各個ばら／＼で、いい権利をもちつたといつて必ず騒ぐようになる。もしそれこの権利をもちつたようにたとえらば——この問題は次の問題にしましょう。

○大達国務大臣 子供が、親の反米といふような子供に不似合ひな論文のよう

なつてつづり方を書いた場合、その特定の場場合にそれがだれの影響を受けているかといふことは、これはその場合についてよく調べねば断定はできないことだろふと思ひます。ただ一般の場合そういう作文を書く子供が非常に多い。あつちにもこつちにもあるといふことになれば、これがだれの影響を受けたものであるかといふことは、常識によつても判断し得る。先生から教わつたのではないかと一応考えられるのはあたりまえであります。あるいはまた日教組の製作したひろしまという映画を全国

至るところで盛んに子供に見せたやうでありますから、あるいはまたそういう影響を受けたのではないかといふいう常識的には考えられると思ひます。

○高津委員 大臣の答弁は大部攻勢的であつて映画ひろしまの影響も多いたであらうし、あつちこちに現われるところを見ると、学校の先生の影響もある。そういう御答弁であります。私は基地が存在し、アメリカ人が日本の女性をかつてにもあそぶあるいは大砲がど／＼演習に使われて学校のガラスがびり／＼響く、あるいは農民の農地が政府から泣き寝入りをしていられて、飛行場の拡張に使われるとか、そういうふうな進行しておるのが日本の現実であります。児童や生徒から見れば、こういう社会的環境に置かれておるものでありますから、それらの環境から受けるものは相当多いと思ふのであります。これを大部分は学校の先生の影響——日教組がつくつたひろしまで持ち出して、そして大部分は教師の影響だといふような判断をされるのを私はこの席で聞いていて、未だ恐しいといふ言葉があらうますが、いよ／＼この法案の恐しさを感じる次第であります。どうでしようか、大臣と私の間にこのような見解の相違があるのではありませんから、個々の教育委員会がどの町でもどの村でもそのように区々たる違いが現われて来るということはお認めになりますか。

○緒方政府委員 この法律の犯罪がありとして教育委員会が請求いたしますのは、教唆煽動の事実があると判断した場合に請求するわけでありまして、学校中の教育の問題を直接に考えたわけではございません。教唆煽動がそ

の地方にありということになれば、その地方の教育委員会が判断することに

なつてしまふし、またほかの地方でもそういう判断をすれば、その教育委員会から請求があります。

○高津委員 今大臣が席をお立ちでありますから、緒方政府委員にお尋ねしますが、教唆煽動の事実がなければ問題にしない。それでは教壇の上で教唆煽動の事実があつたならば問題にするでしよう。

○緒方政府委員 三条をお読みいただきますと、こう／＼こういう教育をやれという教唆煽動をした場合に、その教唆煽動者が違反になるわけでありま

す。そういう違反の事実があるかないかといふことについて、教育委員会がありと判断した場合に請求するわけ

であります。

○高津委員 あなたの言われる点を問題といたしましても、個々の教育委員会の判断が違つて来るであらう。この事実はお認めになりますか。ずいぶん違つてしまふ。

○緒方政府委員 それはその教唆煽動といふものの態様の問題になります。それが、それがありと判断すれば請求するわけでございます。ところによつて判断に違いがある場合はもちろん出て来ると思ひます。しかしながら学校の運営管理につきましても直接に責任を持ちます主として教育委員会が、その判断をすることに法律はきめてあるわけ

であります。

○高津委員 作文を一つ見ても、これは本人の知恵ではなかるまい。先生がそう教えたに違ひない、先生の背後にも指導者があるであらう、こういうように拡張解釈をすることがありがちだと思

うのであります。そういうことはな

ものである。であるからその公務の内容が国家的性質を持つものであるがゆえに、教育公務員の場合においては、国家公務員と地方公務員と区別する理

国家公務員と地方公務員と区別する理由がない。かような見地に基いてこの法案が提出されているのであります。

○高津委員　前よりは幾らか、ほんの二割くらいは明らかになったようであります、今のお話の中に、公務員が

政治的活動を制限されるということは既定の事実である。何かもう動かないものであるかのように言われるが、国家公務員の現在の扱い方が酷に過ぎておる。それは人事院規則がともやかましくきめておるので、ああいうよう

に国家公務員さえもそうすべきではあるまいという立場に私は立つのでありますから、それへ右へならえにして行くということとは非常に乱暴だ。だから制限があるのは当然だということにして、当然なことから国家公務員だつて

同じだという論理であなたの言葉を繰返すならば、教育は国民全体に対して行わるべきものであるから、国家公務員と同様に扱うべき論拠がそこにあるように言われるけれども、それでは論点をちよつとずらして、(すれ過ぎて

いる」と呼ぶ者あり）あなたは少しづら
さないかと停滞するから——ずれるとい
うことは進歩を意味する。（笑聲）こ
で少しづらしてお尋ねしますが、身分
は地方公務員のまま、政治的行為の制
限についてののみ国家公務員並みにする

ということはい、法の体系上疑義はない
ものですか。

○大達国務大臣 別に疑義はないもの
と思います。

○高津委員 それではないという立場
をおとりにしますことが明らかにな

りましたが、あなたは車中談において、しばしば地方教育委員会の育成を發表され、また国会の答弁においても、これを繰返し言っておられるのであります。繰返し言われるのは、質問が出るから何べんも繰返されるわけでしょうが、(笑聲)それで地方教育委員会を育成するという方針は、地方自治を尊重する、教育をその地域にまかせて、そこで大いにやれ、こういう立場であると思う。しかるに教育は国民全体に対して行わるべきものであるという一般論を持つて来て、それとは相反する国家公務員扱いに政治的制限をこれからするのだというのでは、そこに矛盾はないですか。

○大達國務大臣 地方教育委員会を育成強化するということ、この法律との間には、何の矛盾はありません。○高津委員 それでは、大臣は他のところでも、あるいはこの委員会においても、国家公務員の例によつておそれることも何もない。大学の教授などは国家公務員であるが自由にやつておるではないかと何でもないように解釈をし、それを強調されておるようでありますけれども、何でもないように見えますけれども、公立学校の教師も自由であるというけれども、人事院規定の適用について、大学教授は特例が認められておるのであります。それで右のようなお話をなさることは、大学教授と同じように、ああやつていいかのような印象を与えて、この法案を通しやすくすることに役立つが、通つてみれば、どういたしまして、これはたいへんなものであります。大学教授とまったく同等の政治的発言の自由があつて、教職員組合の機関紙へでも何でも

どんな意見を出してもいいのであるか。大学教授のようなああいう自由を認めるのですか、どうですか。○大達國務大臣 人事院規則は、御承知のように一定の限られたる政治行為について規定をしておるのであります。これが人事院規則が適用せられると、一切の政治的発言もしくはそれに關係する発言はできなくなるのである。こういうことをしきりと宣伝をしておるものがあるのであります。たとえば教育予算を増してもいいというとうすくいいないということになるというやうなことをラジオあたりで言つておるやからがおるのであります。あるいはまたストロープが寒いからストロープにもう少し石炭をもらいたい、あるいは給食の費用が少いので、もう少し父兄の負担を軽くするようにしてほしい、こう言つても三年以下の懲役に行くだというやうなとんでもないことを言いふらす者があるのであります。ラジオもそういうことを言つておる。私は聞いた。それからまたビラを配つたり、パンフレットを出したりということをお日教組がやつておる。この間どこかでそれに引用せられておること、事実無根であるとか何とかいふことが、事実無根であつたやうであります。そんなことはどうでもいけれども、小さいパンフレットに一切の政治的発言はできなくなるのだというやうなケースが御丁寧に並べられておる。しかし、これはでたらめでありませう。だから私はそういう一切の政治的発言がなくなるというのではない、こういうことを言つておるのであります。大学の先生が現にこの問題について、きわめて活潑な意見を發表しておる。人事院規則において例外——大学の先生に限つて、そういうことはしてもいいと書いてあります。大学の先生が学問の研究を發表し、学説としていろいろの意見を言う場合に、あるいはまた教壇において、いろいろ学問の研究として、学説として言う場合には、それは入らぬという解釈があまりよろしい。しかしながら、新聞に寄稿して、現前の政治問題について——これは何も新聞を通して一般に学問の講義をしてい

るのではありません。明らかに表題を付して、この法律案に対する論説として書いてある。そういうものが、大学の先生に限つて何らさしつかえないということが、一人事院規則のどこに書いてあります。書いてあります。これは人事院規則がそこまできつくないということの証拠である。逆に言えば、あのパンフレットやビラに書いてあることはまるでうそを書き上げたやうなことをはつきり申し上げるために、大学の先生が現にやつておるやうありませんか、こういうことを言つておるのであります。○高津委員 大臣は、日教組がこの法案を非常に歪曲し、あるいは嚴格過ぎるもののように宣伝をした、こういうやうな事実もおあげになつたのであります。高津委員、高等学校あるいは大学、あるいは私立の専門学校、大学、それらを除く理由として、大臣の答弁を見るとき、義務教育諸学校の児童、生徒の頭は、いわば白紙であるから、そこに教えるものは大学の先生とは違ふのだ、こういう区別をつけて説明しておられる事実を私は記憶するのであります。今は大学と区別がないのだ、こう言われるが、そこはどういうやうなものですか、もう少し明確に……○大達國務大臣 教育の中立性確保に關する法律、この法律の対象を義務教育諸学校に限つており、高等学校以上の学校はこの場合対象としていない、これは、義務教育の特殊性にかんがみ、また対象となる児童、生徒がいれば、まだ判断力に乏しい、年弱なものである、純白な人々である、こういう点からこれを義務教育諸学校に限つたのであるという説明はいたしました。特例法についてそんなことを言つたことはありません。特例法は、地方公務員たる教育公務員を国家公務員並みにするものである。あなたは二つの法律案の説明を混同しておられるのであります。○高津委員 いや、私が今尋ねておるのは特例法についてなんです。

それはまた論点を一歩進めて……。教師は他の公務員より直接行政事務を執行しないものでありますから、反対により広い市民的自由を与えるべきであるという説があるのであります。法案提出理由に、教育公務員の職務と責任の特殊性という言葉がうたつておられますけれども、むしろこのやうに考えられるべきものではありますまいか。○大達國務大臣 これは、むしろ制限を緩るべきであるという考え方がありますが、それはそれ、人の意見により違ひます。○高津委員 それでは人事院規則についてお尋ねいたしますが……。○辻委員長 もう二時間たつぷりおやりになりましたが、いかがですか、まだあります。質問通告者がたくさんありますので、ひとつその辺でいかがです。○高津委員 いや、待つて下さい。この法律の制定によつて——ここに人事院規則の抜粋がござりますが、それを見ると、実に身の毛がよだつような乱暴なことが多いのであります。特定の政党その他の政治団体を支持しまたはこれに反対することという項があります。大臣の国会及び委員会における御答弁、それらを讀んでみますと、その他の政治団体は日教組であるということが言われておるのであります。私は一分くらいで出せますから、ちよつとこの速記録を……。〔発言する者、離席する者あり、議場騒然〕○辻委員長 御静肅に願ひます。ちよつと速記をとめて。〔速記中止〕○辻委員長 それでは始めて。○高津委員 大臣は、日教組は教育研究活動もやり、経済的待遇改善のこともやつてゐるか、しかしながらこのスローガンを見れば、吉田内閣の打倒とか、あるいは全面講和というような政治的なものがあり、候補者さえも選挙の場合には立てるのであるから、これは政治団体と同じことであるから、これをさきに申しました国策研究会でも発言しておられるし、委員会においても発言しておられるのであります。ここにいわれてある「特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること」が人事院規則において禁止されることの項目になつております。今後教員はこれに拘束されることになりませんが、この「その他の政治的団体」という、法律案にもあり、この人事院規則にもある、これは日教組を含むのであります。日教組は含まれな

いのであります。

○大達國務大臣 人事院規則に特定の政等々を支持したは反対する——等ですか、政治的団体ですか。

○高津委員 政治的団体です。

○大達國務大臣 同じ意味であります「こと」と、こうあると言われ

ますが、支持したは反対することを人事院規則に禁止してはいないのであります。これは人事院規則をよくごらんにならぬといかぬのです。この人事院規則において「政治的目的」というのはこういうことをいうのだ、その「目的」を説明する一つのケースとして、それを書いたわけでありす。

○高津委員 これは「政治的行為」の一つのケースになつております。

○大達國務大臣 それをよくごらんをいただきたい。そういう目的をもつて、特に人事院規則に定められた一定の行為をする、それが人事院規則に反するということになつておるのであります。でありますから、あなたの言われるように、たとえば、国家公務員が社会党左派に入党をする、これは明らかに支持する行為でしょう。これは入党したつて一向さしつかえない。あるいは選挙の際に社会党左派に投票する、これもさしつかえない。そんなことを一人人事院規則がいわゆるがんにがらめに、政治行為として制限しておるのだということはありません。

それからその次に、日教組が政治団体というふうにお前は言つておつた。だからこの場合に、その人事院規則にいうところの政等または政治団体という中に日教組は含むものか含まぬのか、こういう意味のお尋ねであります。

す。私は日教組が政治団体と何ら選ぶところのない団体と考えるということ

は確かに申しました。これは本会議におきましても言つたと思ひますし——質問があつたから言つたのですが、また委員会においてもその意味の発言をしたと思ひます。また私は現にそう思

つておるのであります。しかしながら法律に、政治団体は何を政治団体に認めるかということになれば、これは私の方で、この政治団体と法律的に認定する権限はないのであります。これはどこかほかの関係である。それで少

くとも現在の法律の上においては、日政連というものは政治団体、これは明瞭であります。これは日政連自身が政治的団体として届出をしておるのでありますから、これは問題ないそれで日教組と日政連というものがどういう関係であるかという、これまた、日政連は御承知のように日教組がかぶつてい

る面でありす。違つたものではない、それは面と同じものであります。中身は同じものである従つて実質的には日教組というものは政治的団体であると私は思ひます。今日法制上日教組を政治的団体として取扱うか取扱わぬかという問題になれば、これはおのずから別であろうと思ひます。日政連の異名

同体といひますか、分身である。日政連は、日政連自身の認めるように、政治的団体である、かように考へております。

○高津委員 日教組の場合、実質的に同じものである、それが政治的団体だ、とを言う。それから日政連は政治資金規正法の届出を受けておる政治結社ですから、これはまあわかりますが、日教組を今からあなたがこの法案を通

そうと思はれておるときに、政治的団体だ、実質上そうだとすることを、今から本人が言つておられるようだと、法制上の取扱ひの場合に、私は裁判所が

速記録などを見て、そんなにまで実質的に事実上政治的団体ならば……ということになる危険性があると私は思ひますが、いかがにお考えですか。

○大達國務大臣 ちよつと私聞き漏らしました。裁判所がそう思ふだらうとおつしやるのですか。日教組に關連して裁判所に係属するような事件の起つた場合に、日教組を政治的団体と認

めるか認めぬか、これは認めるかもしれぬし、認めぬかもしれぬ。これは私は何とも言へません。ただ私が申し上げたのは、日教組といふものは、これはその当時の御質問に應じて、事実上政治団体と選ぶところのない実質を持つた団体であると思ひ、むしろ一歩を進めて、ほとんど政党内に近いところの政治集団であると思ひ、これは私の意見を述べたのであります。日教組を法律上政治団体として取扱うか取扱わぬかという問題になれば、おのずからこ

れは別途の問題であります。

○高津委員 それでは問題を、一定の「政治的目的」をもつて、そうして今言つたような行為をやつた場合は、といへば、そういう規定であることはもちろんわかつておりますが、昨日の大臣の答弁の中に聞き捨てならないことが幾つもあつたと思ひます。

それはわが小林進委員が……「わが」といふ言ひが小林は右派だ」と呼ぶ者あり（革新政等としては同じですよ。笑）文部大臣から、教育環境が悪くて、教師はその悪い環境の中でも、吉田松陰の教育の例もあることだし、大

いに緊張してやれば、能率は上げられるものだといふような御答弁を私は承つたのであります。が、およそ教育は学校ばかりで行われるものでなく、PTAができたのも、目的が、教育の場を学校だけに考えないで、家庭にまで關連のあるものとする、父兄に学校の教育に協力してもらうという意味もあ

ります。が、けさも私がモデル・スクールといわれる永田町小学校へ電話して、ちよつと施設、設備のことを聞いてみたのであります。便所の数が幾つあるか、水道の蛇口が幾つあるか、そんなことを校長に聞いてみますと、あの学校では蛇口が七十五もある。しかし食事をする前にはみんな手を洗うんだと言つても、あの学校には九百何十人という生徒がおるのであります。一

番上から、何階もあるのであります。一番下にあるのは二十四、五だ。そうであつて、それでは九百の者に短い時間に手を洗わせるには不便を感じる。こわれるのもできるし……施設や設備が悪くたつて、学校の先生に本

氣にやつてもらへばやれるのだといふような精神主義を、そういう場合もあるけれども、これを全国の教師に望むというところは教育行政の担当者として無理なところがあるように私は考へられる。必ず手を洗いなさい、これはよい習慣だと言つても手が洗えないじやしよがない、短い時間と時間、授

業と授業の間にはばかりへ行かうとして、一ぱいいてどうもそれがやれない、こいうこともあつた、お掃除はきれいなさいと言つても、壁の土がどん／＼落ちて来る、いくら掃除してもそこでは掃除を丁寧によれよといふ先生の方に無理があるやうである。そ

れであるからこの教育の環境をよくするといふことは非常に大事なことでありまして、○七坪の基準で国家が補助をしておつたから、それでは廊下などがつくれないので、教室を学生、生徒、児童が移動する場合にも雨や曇にさらされて非常に困るやうな場合もあるのだであつて、私は精神一本やりで、学校の施設やあるいは設備に対する問題にうんと力を入れないで、教員だけ

どん／＼拘束して縛つて行くといふやり方は間違ひであらうと思ひます。教師に教育がよくできるやうな教育環境をつくつて与えなければならぬ、こいうやうなわれ／＼同僚議員の主張に対する文部大臣の答弁はわれ／＼には理解できないのであります。清潔にしましよ、掃除はいたしましよ、食事の

前には手を洗いましよ、それをばばんでおるのはこいう事情であることとをわれ／＼は科学的に客観的に、主観を離れて、こいうやうなことはあり得ることだといふことを認めるべきではあるまいかと思ひます。

○大達國務大臣 教育環境をよくするといふことが教育上大切なものであるといふことは、昨日も私は決してこれをなぞりしておるので

はなく、鋭意努力をしておる、こいうふうな申し上げたのであります。小林君は了承されたと思ひます。きのう私の答弁ではほとんど小林さんは了承されなかつたのであります。その場合には特に了承したといふことを言うたのです。あなたの方は了承されてお

らぬといふことであります。きのうの話は、一体いつばな教育とか、よい教育といふことはいろいろの考へ方が

れであるからこの教育の環境をよくするといふことは非常に大事なことでありまして、○七坪の基準で国家が補助をしておつたから、それでは廊下などがつくれないので、教室を学生、生徒、児童が移動する場合にも雨や曇にさらされて非常に困るやうな場合もあるのだであつて、私は精神一本やりで、学校の施設やあるいは設備に対する問題にうんと力を入れないで、教員だけ

どん／＼拘束して縛つて行くといふやり方は間違ひであらうと思ひます。教師に教育がよくできるやうな教育環境をつくつて与えなければならぬ、こいうやうなわれ／＼同僚議員の主張に対する文部大臣の答弁はわれ／＼には理解できないのであります。清潔にしましよ、掃除はいたしましよ、食事の

前には手を洗いましよ、それをばばんでおるのはこいう事情であることとをわれ／＼は科学的に客観的に、主観を離れて、こいうやうなことはあり得ることだといふことを認めるべきではあるまいかと思ひます。

○大達國務大臣 教育環境をよくするといふことが教育上大切なものであるといふことは、昨日も私は決してこれをなぞりしておるので

はなく、鋭意努力をしておる、こいうふうな申し上げたのであります。小林君は了承されたと思ひます。きのう私の答弁ではほとんど小林さんは了承されなかつたのであります。その場合には特に了承したといふことを言うたのです。あなたの方は了承されてお

らぬといふことであります。きのうの話は、一体いつばな教育とか、よい教育といふことはいろいろの考へ方が

れであるからこの教育の環境をよくするといふことは非常に大事なことでありまして、○七坪の基準で国家が補助をしておつたから、それでは廊下などがつくれないので、教室を学生、生徒、児童が移動する場合にも雨や曇にさらされて非常に困るやうな場合もあるのだであつて、私は精神一本やりで、学校の施設やあるいは設備に対する問題にうんと力を入れないで、教員だけ

どん／＼拘束して縛つて行くといふやり方は間違ひであらうと思ひます。教師に教育がよくできるやうな教育環境をつくつて与えなければならぬ、こいうやうなわれ／＼同僚議員の主張に対する文部大臣の答弁はわれ／＼には理解できないのであります。清潔にしましよ、掃除はいたしましよ、食事の

前には手を洗いましよ、それをばばんでおるのはこいう事情であることとをわれ／＼は科学的に客観的に、主観を離れて、こいうやうなことはあり得ることだといふことを認めるべきではあるまいかと思ひます。

○大達國務大臣 教育環境をよくするといふことが教育上大切なものであるといふことは、昨日も私は決してこれをなぞりしておるので

ありましよう。精神的に見ていい教育、それからあらゆる点において完備した、いわゆる手を洗うしつけをして

もすぐ手を洗えるようにするような、そういう完全な教育という意味もありましよう。きのうの話の起りは、日本の学校の先生は文部大臣の考えられ

ているように片寄つて教育する気持なんかないのだ、朝日新聞かどこかで調べ

てみると、みんな山びこ学校の先生のような教育をしたい、こう言

つておるのだ、みんないい教育をしたいと思つておるのだ、こういうお話であ

つて、それから話が起つておつたのであります。それから私が何か返事をし

たらば、教育環境がよくないというお話に急にこつたのであります。初め

の起りはそういう意味じゃなかつたのであります。それを小林君がそこで急

に急角度にかえて、そういうことを言

われて、そのことを私から申し上げて、小林君はきのう承されたのであ

ります。それをまた同じことをおつ

やると思いますが、現にきのうも言

たのです。山びこ学校の先生のような教育をしたい、りつぱな教育をした

い、こう言つておられる。山びこ学校に何も手洗いが完備しておるか、便

所が一ぱいある、そういうものではない。きのうの話の起りはそういう教育

設備とか、教育施設の問題から起つた話ではないのです。私がそういう答弁

をしては非常に不熱心、不まじめであつて不都合だというように言われた

から、あらためてその点について答弁をして、その点は了承した、こう言

われたのです。いずれきのうの速記録がありましようから、それをよくごらん

くだされば高津さんの方もわかりに

なと思ひます。

○辻委員長 高津君、まだよほどあります。

○高津委員 ありますね。

「引延ばしだ」と呼びその他発言する者あり。

○辻委員長 よろしい、おやりくださ

い。

○高津委員 教師は今教育の諸条件の改善に最も熱心に、日教組を組織して

それをやつて来たと思ふのでありま

す。文部大臣は現在の日教組の活動は非常に偏向したものである、政治的

である、このように言われるのであり

ますが、日教組は国家の予算を教育の施設や設備の方に、あるいは待遇改善に

金を持つて来ようと思ふ、その場合に再軍備が大幅に金を食つておるとい

う事情があれば、再軍備に対しては反対だといふようなことを言ひ、それ

からまた国の予算が自分らに關係のあることでありますから、あそこを切り詰

めて社会保険費の方へ、教育予算の方へ向けてくれればよいというように、

どうしてもその内閣の政策に反対するようになつて来るのであります。それ

を文部大臣は、日教組の行き方は経済運動もやるが、むしろそれは政党のよ

うなものだと言つて非常に組合が政党化することに対して反対をしておられ

たのであります。私はこの法案が出る

常なる制限を受ける、それはすなわち設備や施設や待遇改善、そういうよう

なことが今までのようにつづつて行

けない、非常にそれが低下するのだ、

こういう結果をもたらすということ

を私はかたく信じて疑はないのであり

ますが、文部大臣の御所見を伺いま

す。

○大連國務大臣 日教組方面において教育予算をもう少し増額を希望する

か、あるいは学校の施設を充実する

か、そういう考え方で努力をされ、ま

たその意見を發表し、運動せられる、

そのことについて私は何らいいないと

か何とか言つたことはありません。し

かしながらあなたのおつしやるよう

に、教育予算を増額しようと思ふば、

おのずから再軍備はその見地から反対

するのであるとか、あるいはそのため

には反動内閣を打倒しなければいけ

ないのであるとか、あるいはそのため

に教育予算の増額のために安保条約を

が、日本のような客觀的条件がしから

しむるのであつて、アメリカの手先

になつてそれを押えて、そうして親米教

育を組織しようとするところに私は間

違ひがあるかと思ふのであります。

この限りにおいては日本の民族の自然

の歩みを日教組が代表しておるのだ、

民族の組合運動にはどうしてもそう

いう色がつく、それから経済的要求を

掲げて進む場合には政府批判という色

が必ず出る、出ないがふしぎであつ

て、どうも出る、そういうようなこと

は一切おきらないんだらうと思ふ。私

はこの法律が出たら日教組は従来通り

の活動が続けられようと思ふ。い

から、従来通りで行けるのだというなら

ば、それを文部大臣の言葉としてここ

にはつきり聞いておきたいのであり

す。

○大連國務大臣 私は先ほど日教組が

あります。先ほども申し上げました

が、私は日教組は實質的には今日では

ほとんど政党と違ひところなき政治団

体であると思つておる、これはしかし

私の見解であります。現に日教組は選

挙にあつては公認候補者を立ててお

つて、そうして少くとも日教組の資料

によつて見る限り、これら公認せられ

た人は、所屬がどの政党であらうとも

いわゆる日政連議員同という名前のも

とにこれが集約されておる。これも日

教組の資料によつてきわめて明瞭であ

ります。そうして日政連というものは

政治団体として正式に規正法によつて

居出せられておりますけれども、これ

も日教組の資料によれば、日政連とい

うものは日教組とまったく同様のもの

であります。これはきわめて明瞭なん

です。私はかくのごとき一種の政党の

手に日本の義務教育が事実上非常に強

一

九

一

九

一

九

一

九

一

九

一

九

一

九

一

九

一

九

一

九

が、そうすればそれだけ日教組は弱められるわけでありまして、他にも日教組の活動に対して弱められる点があるとお考えでありますようか。

○大達國務大臣 私には毎々申し上げま
すように、日教組の実際の動向につい
てはつまびらかではありません。私が入
手し得た日教組自身の資料によつて申
すならば、日教組は、日教組自身は、

國のものになされておるか、そういう点についてはきわめて知識が少いのであります。日教組はお願ひしても私どもに資料をくれない、でありますから日教組のすべての活動がどうであるからかというところは、日教組によく実際の動きを聞いてみなければ、私では判断ができないのであります。

○辻委員長　高津君、あなたが御質問を
お始めになりましたから二時間と四十
分ほどになりまするが、御用意されま
した質問のうち何割くらい進みました
ございます。まだ相当残つております
か。

○高津委員 それは詳しくやろうということになればこちらが大体六割でしようか。

○辻委員長 実は相当たくさん質問の通告があることも御承知だと思いますが、それでは少くともきょう中に終るようにおやりくださいませ。

すが、なるほど教師は学校の校門を出れば何かの政党のバッジをつけることもできませんが、ほかにほとんど自由はないと思うのであります。何か自由があればそれを緒方局長でも大臣自身でも数えてみなさいよ。これだけじゃないですか、まだたくさんありますか、あれば言つてごらんない。

票すること、人事院規則で定めております。入党すること、人事院規則ももちろん禁じておるところではありません。政治活動で許されているものは何と何かとおつしやるが、政治活動というものは千機万態であります。そうしてそのうちで人事院規則は特定の政治活動についてこれを禁止しておるのです。禁じておる方は人事院規則であります。

○高津委員　われ／＼は現在の法律が、
則をごらんになればよくわかる、あと
は全部許されておることです。
許されている方を述べ立ててみると言
われても、これは際限のない問題で
す。

通つたならば極度に政治的自由は制限されるというのでありますから、政治活動の形式は千變万様であるというこ

あげられるでしょう、緒方さんは。この法案を長く手がけたのだから……。

○大達国務大臣 ただいま申し上げなように、政治活動は千態万様でありま

すから、これを一々ここで述べ立てるわけに参りません。要するに人事院規則において禁止されておる以外の政治活動は、全部自由であります。何も禁

何がおもしろくて一生懸命に陳情に来て国立に移管してくれといひますか。これはそういうことのない明瞭な証拠であると私は思う。

○高津委員　国立移管の陳情に來るのは、県の費用でやらず、国でまかなつてもらふ方がいから來るのであつて、國家公務員になつた方が政治的自

が、この法律の対象になつておる義務教育諸学校の先生が、選挙の応援にも立つていいのでしょうか。あなたがおあげにならぬから……。

○大達國務大臣　ちよつとその前に申し上げますが、先ほども申し上げましたように、この法律の対象になつておるものは、義務教育学校の先生だけで

はないのであります。先ほどもちよつとそれをいいましたが、すでに地方公務員たる教育公務員は、国家公務員たる教育公務員の例にならう、こういうことになっております。

それから国家公務員である大学の先生が、選挙のときに特定候補者のためにいわゆる選挙運動をしてもよろしいかというふうにおつしやいましたが、これは禁止されておる行為であります。

それから非常にきゆうくつであるといふことを強調されますが、これは学校の先生だけじゃない、御承知のように国家公務員というものが全国に何十万いるか多分にまじりますが、これは非常

な数です。この人々の中で、特に選挙の好きな人なんか不便を感じるかもしれないが、世間云々あるほどきつ

○高津委員 およそ法律というものは

るわけでありまして、やはり国家公務員にして、三年以下十万円以下という、そこへ持つて行くということは、大きな問題だと思つてゐる。政治的活動の権利を自分の居住地において、あるいは他町村においてまで、自分の任地以外にあつたものを奪われてしまふのでありますから、どこへ行つてもやれなくなつてしまふのであります。これは大きな問題で、日本国にある政党の緑風会のごとき、一人一党のような観を呈し、たいがい多くの場合には与党側につくという、疑獄事件などが起ると、何だか検察庁に対して、与党になつておつた方が免れるのに便利であらうというやうな心理状態に左右されて、疑獄事件などが起ると、野党が与党化するやうな傾向が現れて参るふかしの日本の国柄であります。緑風会のようなもの、あれを応援してもいけないでしようか、あれもやはり政治資金規正法に基いて……

○大連國務大臣 今のお言葉の中に、人事院規則というが、国家公務員に関する規定が仮眠状態にあるから、それだから大したことはないやないか、こういうことを私が言つたやうにおつしやいますか、そういうことは私は申しません。仮眠状態にあるかどうかは知りませんが、しかしこんな規則があつてもなくても同じだからさしつかえないやないかなどということは、私としては絶対に申し上げたのじやないであります。それならばこの特例法の改正は、行われぬ法律に合せるということは無意味であります。私はそういうことを言つたものではありませぬ。きのう小林君などがそういうことを言われた、私はそんなことは言いま

せんから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思います。

それから選挙にあつて特定政党、特定候補者のために選挙運動をする。これは禁止せられてゐる行為と私は思ひます。それが緑風会であらうとも、ほかの政党であらうとも、その点は同じであります。別に党派のいかんによつて取扱ひを二、三にさるべきものではないと考えます。

○高津委員 教育の中立性に対して最も恐るべきもの、すなわち、いわゆる教育基本法にいうところの不当なる支配は、横からも来るであらうし、背後からも来るであらうし、上からも来る、太平洋を越えて、かなたから来る場合もあるし、不当なる支配は中立性を侵そうとするのです。しかしその中で最も一番可能性の強い分が上からの分です。すなわち政府から来る分が一番強い。〔北からも来る〕と呼ぶ者あり。北、いや、それも若干の影響を持つとうとするのでありましよう。(笑聲)

それでそのやうな外部から教育を侵して迫つて来るいふやうな勢力、それらの中で最も大きなものが上からのものであり、すでにそれは戦前の教育において経験済みのものであります。それに抗して守るところのものは教員自身の組織であらうと思つてゐるから、これはおのれのことであるから、最も忠実に、熱心に、それに對しておのれを守らうとする。その日教組といふものを非常に弱める結果をもたらすに違ひないと思ひます。すなわちその間隙に乘じてこそとばかり文部省の行

政権や中央政権の権力が及んで行くものである、そういう論理が必然に生まれて来るのであります。これなしと

言われるならば、その論拠を文部大臣から承りたいのであります。

○大連國務大臣 不当の支配という文句であります。私は不当の支配といふものは、法律に基く正当な権限を離れて及ぼす影響もしくは支配、こゝういふふうには考へるものであります。従つて上から来る支配とか、横から来る支配とか、もし法律の規定を離れてさういふ不当な影響力が及ぼされる場合には、不当の支配といふことが言えるかもしれない。ただ上からも来る、横からも来るという簡単なものではないと私は思ひます。でありますから、その不当の支配を排除するためにこそ、いわゆる教育委員会という国民の直接選挙によつて出て来た人々がその運営に當つておるのであります。いわゆる役人で、上の命令があればどちらへでもなる、こゝういふ制度を排して、直接選挙による制度になつておると私は解

釈しておるのであります。でありますから教育委員会が健全であれば、さういふことは今日保障されておる。これは教育委員会法にも明らかなにその趣旨のことが書いてあるものであります。今日政府が権力をもつて上から不当の支配を及ぼしておるといふやうなお話であります。具体的にどういふ事例があるか、事例があつたら伺いたいと思ふ。何も不当の支配、法律を離れて政府が教育を圧迫しておるやうな事例はないと私は確信しておるのであります。むしろ教職員団体といふやうな勢力が教育委員会に及ぼすやうな不当な支配を及ぼしておると思ひます。たとへば最近における振

りかえ授業、これは教職員団体がくちばしを入れるべき筋合のものではあり

ません。これは学校の運営に関することであつて、先生の問題ではない。学校自体の運営に関する問題であります。当然に教育委員会の仕事であります。これに對して教職員団体が指令を流す。かくのごときことを不当の支配といふのであります。

○高津委員 大臣は私に對するただいまの答弁の中で、振りかえ授業のごときは、学校の経営管理に對して、日教組が干渉するものであつて、不当なる支配のやうに言われたのであります。が、現在の日教組の組織は、下部から無記名で投票して、それが果に集まり、全国大会になり、そこで無記名の投票によつて中央部を選んでおるのであるから……〔よく知つておるな〕と呼ぶ者あり。どの労働組合もそれなんでありまして、その一つである日教組もさうなのである。だから校長も入つておれば、教頭も入つておれば、みんな入つておる。それが集まつて、さうして中央部が構成されておる。だからおのれの選んだ人々がそれを支配するといふか、自分らの決定としてこれであることは、不当な支配とはいへないのではないでしようか。自主自立、何か丹頂づるが下を支配するやうな、さういふ言葉もあつたけれども、民主的労働組合の運営がやられておることに間違ひはないから自主自立である。あなたはやはり不当なる支配といふのですか。組合員はおのれ自体です。

○大連國務大臣 御承知の通り学校の運営管理の責任は教育委員会にあるのであります。従つて日教組はこれに指令を出すなどといふことは、まつたく見当違いであると私は思ひます。そも

も日教組がいうところのごとく教職員、いわゆる教育労働者の勤務条件の改善を目的とする労働団体の一種であるとするならば、それが職場の管理に關係して指令を出す、これは許さるべきことではないと思ふ。

○高津委員 教育委員会の権利だと言われるが、日曜を月曜と振りかえたりすることは、校長の権限であり、その校長を含んだ日教組がやつたので、教育委員会をやつたとか、教育委員会の権限を侵したとか、さういふものではあるまいと思ふが、政府当局の見解を承りたい。

○大連國務大臣 学校の運営といふものは、教育委員会の責任であります。これがもし教育委員会の責任でないとしたら、教育委員会は一体何をやるのか、よくわからないものになつてしまふのであります。但しそれ／＼の地域において、教育委員会みずからの定むるところによつて、特定の場合に授業を休むとか、さういふことを校長にゆだねておるところがあります。これは教育委員会がゆだねるから、校長がそれに基いて、さういふ職務を行つておるのであります。校長でも教職員団体の組合員になつておる人もあるし、なつておらない人もあります。いづれにせよ日教組が全国にわたつて、学校の運営に關して、日曜日を利用して、月曜日に休めとか、さういふ類のこの指令を出すといふやうなことは、これは僭越しごくであります。これを不当の支配でないといふならば、不当の支配といふものは何もほかにはないのであります。

○高津委員 日教組は全国的な大きい組織を持つており、日教組がさうい

○大達國務大臣 受けておるところが全部ではないのであります。受けておらぬところもある。また、こういう場合にはという一定の条件、そういう場合を指定して委任されておるところもありましょう。これは全国でそれと違うのであります。根本的にその権限は教育委員会の権限であります。日教組がくちばしをさしはさむべき限りではないのであります。

○高津委員 火事の場合には、人間みんな別な勇氣も出れば、別な考えも持つ。全国の教職員にとつてこれほど重大な法案はないわけでありまして、日教組の活動はこれでもう終りになる。ただ経済的要求だけ出して、いくら中央にそれを言つたつて、それは威力のないものになつてしまふ。それでは待たないものができないようになつていくことができないようにな

ば私は一週間休んだかもしれない、明治維新のときに生れた者は、利害得失を離れて勳皇派に投じた方が正しかつたわけです。それだから、憲法が破壊されようというときには、破壊する方がいと言ふ人もありますけれども、そういうような場合には異常なる勇氣を振りしほつて闘わねばならぬと私は思うのです。このようなときに、學童を思えばこそ、父兄の氣持

先を急がねばなりません。政治的中立の確保に関する法案に入つて行きますが、政治的中立の確保に関する法律案であるのに、大事な眼目である政治的中立というものが何を意味するかということが、積極的に明確に規定してないということがこの法案の大きな欠点であります。長い間この法案をつつて来た緒方局長でも、

○緒方政府委員　これは法案の提案理由にもございまするし、それから委員会において私がいたしました補足説明の中にもうたわれておるのでございますが、この法律の中心をなす条文は第三條でございます。第三條をごらんいただきますと、教育を利用してとか、特定の目的をもつてとか、いろいろ／＼な条件がここにあります。『義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、こゝに』

この第三条の第一項の「特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を、あるいはまた、第二項の「特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに至らしめるに足りる教育」を教諭し補助することを禁止しておるのであります。要するに、教育基本法第八条二項の禁止いたしますところの、特定の政党を支持し、またはこれに反対

けないということ、ちよど、象をな
でてみて、足の部分をとらえた人間
が、やわらかい肉だがこれはおけのよ
うなものだと印象を語るようなもので
あつて、中立性とは何ぞやということ
に對して、これをやつてはいけないとい
うものを一つか二つあげただけでは
中立性の定義にはならないですよ。積
極的にとつてという言葉をつけて私が質問し
たのはまさにその点にあるのでありま

われたのですよ。

○大邊國務大臣　中立性という言葉は、大体は基本法八条の二項に掲げてあるような教育をしないことです。これを私どもは中立性という言葉で――これは簡単に扱う關係で、そういう言葉で表わしておるのであります。もちろん中立性という言葉は他に用例があります。決してここに初めて出た文句

これとは、その間に違いがあるのであります。この法律は決してあなたがおつしやつたように、象の一部をなでて、ここが中立に反する、こちらが中立に反する、こういうことで全貌を尽さない、こういう意味のものではないのでありまして、これはもちろん処罰をもつて臨む規定でありますから、もちろん拡張解釈を許さるべきものではありません。この三条の一項及

れるようにいたしたい、かような考を方であります。

○高津委員 第三条の二項に、「前項の特定の政党等を支持せ、又はこれに反対させる教育には、良識ある国民たるに必要な政治的教養を与えるに必要な限度をこえて、これがないべからず」とあるが、この「必要な限度をこえて」とは、何をいふか、これは、特定の政党等を支持し、又はこれに反対するに

それで教育委員会を文部大臣がつかんでしまつて、予算を一生懸命とつて、君らに与えるのはこのおやじだぞ、なるほどなるほどというので、日教組の味方は社会党や改進黨の良心派など、あるいは労働党もあるかもしれないが、地教委を育成してくれるのは、われわれの弁護士は大達文部大臣だというので、いよく親類關係が密になつて、そうして地教委を督促し、声援するならば、地教委は張り切つて、おかしな基準で、あつちの村、こつちの町でも、学校の問題をこれも裁判だ、これも裁判だと言つて請求するようになつて、文部大臣にはあなたのとにだれが来られようとも、文部省というものは地教委の応援団長だ、パトロンである、このような考えを持つに至り、地教委と教職員との摩擦はいよく深まつて来るであらう。それで私の質問の中には二つの質問が含まれております。第一の部分は、文部省の権限は加わる、この法律の運用に対しては拡張解釈するであらうということで、この法案成立後の運用に対して、文部省は各地に散らばる地教委の背後勢力として影響力を持つているから、権限は、そういう狭い意味でも、限定された意味でも、文部省は中央集権的な権利を振い得る。あなたの論理は、教組が弱まれば文部省は強まる、こういう論理でしよう。今や教育界を行政しているものは日教組であつて、文部省ではないというような言葉も、政府委員のだからから聞いた記憶もあるのであります。それで、文部大臣の権限が附加するものは何ものもないというのに、こんなに骨を折られるはずもなし、これは私の言うような意味において附加さ

れていると思う。もう一つ終りの部分の質問の内容は、かくのごとくして地教委を激励する応援団長がついて、パトロンがついておれば、地教委はわが意を得たりとして、そうして猛烈にその教員に——地教委の任務なるものは非常に数が多いのであるけれども、監督と、裁判の請求と、告発をやる。検事のような立場で臨むようになれば、そこには教師と地教委との間に結んで解けざる思まわしい状態が各地に発生するに違いないと思います。これに対する文部大臣の明快なる御答弁を要求いたします。

○大達國務大臣 山口県の場合に、文部省から非常に激越な通牒を出したというふうなお言葉でありましたが、あれはごらんくださいとわかるように、何もそんなに激越な通牒でも何でもありません。当然なことを勧告したのであります。文部省が教育委員会を、いわば手なづけて、文部省の中央集権的な方向を進めようとしていると言わなければならないようなお言葉でありましたが、さような考え方は毛頭いたしておりません。この教育委員会に対しては、ここにちよつとおもしろいことがありますから、読んでごらんに入れますが、第三十回の日教組の中央委員会の経過報告の中にこういうことがありす。第十回定期大会では、平和と独立を守るために、平和教育の具体的推進を決定したが、その後この決定に基づき各県教組及び職場では、地方の特色と行事を生かして、地方色豊かな平和教育、カリキュラムを編成し、平和教育の実践要領をつくつて、新聞や雑誌などの編集を通して、平和教育の徹底をはかつて来た。これに対して

反動陳腐は、平和運動弾圧の一環として、山口、青森などの小学生、中学生の日記を問題にし、赤い日記である、あるいは特定の政党の主張を支持する目的を意図的に騒ぎ立て」これで山口県の日記が、日教組の方針に基いてでき上つたものであることは、ほぼ明瞭であります。それからさらにおもしろいのは、こういうことが書いてある。「中央本部は各県にその真相と、これに対する日教組の見解を明確に把握させ、おの／＼の職場に次官通牒の流布を阻止する方策を講じ」こういうようにせつかく出した通牒を日教組がじやまをしてゐる。阻止する方策を講じて、こういうことが書いてある。こういうことは非常な得意なところでありまして、その結果は結局一冊の回収も行わず平和教育を遂行して行つた、こういう報告があります。これでわかりますように、日教組がじやまをいたしますから、あなたが言われるように文部省の意向は容易に教育委員会には反映しないのであります。

○高津委員 この法律のために地教委と教師との間に猛烈な紛争が今後起るようになるのは当然の帰結で、われわれの常識判断の様に向うところでありすが、これに対する答弁がなかつたように思ひます。

○大達國務大臣 私は地教委と教員との対立などということはあつてはならぬ、また激化してはならぬと思つております。これを日教組が対立させるように下からい／＼の指令なんか流すから対立するのであります。

○高津委員 大達文相はゾルレンをもつてザインの答へとされるように思ふのです。夫婦は仲よくあるべきです

よ。だがなか／＼おもしろく行かないのが現実でありまして、地教委と学校は仲よくすべきものであると言つたところではなか／＼仲よく行かないのが現実なんです。そこへ片一方の応援団やパトロンがついて激励するものがある。これは波乱を起すことを私は予言しておきます。政府に対する質問の中にこの言葉が入つて、あまり科学的でないようですが、私はそういう非常な杞憂を持つておるものであります。何も起るはずがないとおつしやるのであるか、いま一応御意見を承りたいのであります。

○大達國務大臣 あなたの言われるゾレンがザインになり得ないのは、先ほど申し上げたように日教組がまぜ返すからであります。

○高津委員 四十万も五十万もの多数の教員の中には、心の中での形ではありますけれども、うちに五寸きも現われるでしようし、一週間も賜暇休暇をとつて、これに反対の意思表示をしたいと思ひながら、涙をのんで振りかえで子供には迷惑をかけなかつた、こう思つておる者があつて、今度の選挙には、と選挙のことまで思つていろいろ考へておるだらうと私は思ふ。戦争の始まる前には、荒木大將が文部大臣になり、まあ戦争の始まるすぐ前といふのはたいへんなものですよ、今またあなたのような強い／＼ことを言う人が文部大臣になつて、教員を守るといふあめのついたような言葉で、教員の自主制を守り、不当なる支配から守つて、やるのだと言つて、教員自体の組織しておるものを弾圧して、そこはいいかぬ、ここはいいかぬと言つて骨抜きにしてしまつて、そして教員の自主性を

を尊重してやるのだ、不当なる外部支配を払いのけてやるのだ、そういう甘い甘い言葉で、教員の経済的待遇改善の道やその他の向上の運動、研究活動、教研大会まで制限を受けるような法律をおつかふせるのは、荒木さんの文部大臣時代の業績を調べないけれども、あのようなたいへん罪なことをなさることだと私は良心に響つて思つております。私はあなたから良心的にこれに対して、そうじやないのだとか、これでもいいんだとか、認識が違ふとか何かごあいさつを聞きたいと思ひます。

○大達國務大臣 この法律が成立した場合に日教組がいろいろと迷惑する、困るといふ点を先ほどからお述べになつておられますが、それはそういうことがあるかもしれませんが、日教組のそういう行き方をしようとする人々には、私はお気の毒とは言ひませんが、都合の悪いということは認めます。認めますが、これはやむを得ないというよりも、教育を守るために当然の事柄でありまして、私はこの点何も良心に恥ずるところはありません。

○高津委員 それではこの法案について聞いておかなければならぬ重要点についてお尋ねいたしますが、教育基本法にいうところの良識ある……

〔発言する者多し〕

○辻委員長 御静粛に願ひます。

○高津委員 良識ある公民たるに必要なる政治的教養は教育基本法によつて奨励されてあるところでありすが、それが政治的紛争の争点、論争の争点に触れることなくしては、これは涵養し得ないものであらう、このことが非常に憂えられるのであります。そこらは

みんな避けて通る。この教育基本法とこの法律とは相矛盾することになりはしないか、これに対する詳細なる御答弁をいただきたい。

○大達國務大臣 良識ある公民たるに必要な政治的教養、つまり公民として政治的な問題あるいは公事の問題についての判断を十分なし得るような批判力を備へた教養を与える、これが八条の第一項にある教育の目的であらうと思ひます。この場合にさういふゆたかな批判力、判断力を妨げるように、ただ一方的な片寄つた主張、片寄つた政治的な思想のみを児童に対して注入をするといふことは、良民たる政治的教養をこゝすものだ、その意味において、一面において八条の一項がその良識ある公民たるに必要な政治的教養といふことを主とする反面、これを破壊するようない一方的なへんばな教育を排斥しておるのが八条の二項であります。そしてこの八条の二項の趣旨を貫くために、その精神を確保するためにこのたびの法律を提出するに至つたのであります。さように御承知を願ひます。

○高津委員 この際明らかにしておきたいことは、校長にもしこの請求権を移した場合はどういふことになるか。校長がさういふ違反行為のあつた場合にはそれをみつめる義務を負ふのでありまして、義務を怠つておるといふのでやられる場合もあるし、一方また下からは今までもよりも権力者のような形が現われて、校長のもとに日教組も弱まり、まるで萎縮して教員が使われるという現象が考えられることもあるのであります。それゆゑ改進黨の修正案に今盛られさうになつてゐると聞く

のでありますが、修正案はまだここに現われておりません。論理として聞くとありますが、校長が請求権を持った場合と、教育委員会が請求権を持った場合とどちらがよいのか、おの／＼の場合の欠点と長所とを、それ／＼について詳しく承りたいと思うのであります。

○緒方政府委員 この法律の目的といふところは、先ほど申し上げましたけれども、第三条に規定しておりますような教育を行いますことを、何人かが外部から教唆扇動をした場合、そういう事実があつたということとを判断した場合に、一定の者が請求をする、こういうことでございまして、従いまして、かりに校長がその請求権を持つていたとしても、ただいまお話をありましたように、校長と教員との間に摩擦が生ずるということはないかと思ひます。これは教員自身がその罪に問われるわけではございませう。そのわけから教唆扇動された教員を守つて行くという立場でございまして、そういう場合に、校長があるいは請求権を持つとか、政府原案といつたしましてたゞ御審議願つております案といつたしましては、学校管理の責任を持ちます教育委員会がこれを持つことが最も適當である、こういう観点から原案のようなことに相なつた次第であります。

○高津委員 校長が裁判をするのではない、それは請求権にすぎないからというふういふ説でありますけれども、請求権はすなわち裁判権の入口であるから、同じように恐ろしいサーベルをつつたことになりませんか。

○緒方政府委員 ただいま申しました

のは、外部から教員に對しまして働きかけて来る、そういう教唆扇動のあつたものが犯罪になるわけでありまして、従いまして、その請求をするということは、教育を守つて行く立場でありまして、その間に教育委員会が請求権を持つて、教育委員会と教員との間に対立が生ずるということはありません。

それから校長というものは、常に学校の中の状態を見ていなければならぬものでございまして、それでこれは教育委員会が請求権を持ちます場合に、あるいは積極的にその状況を申し述べるということも、これはあり得ると思ひます。すなわちただいま申し上げたような意味合いにおきまして、学校の教員を守つて行く立場から、そういうことに相なつたのであります。

○高津委員 私はこの法案がどういふ動機から出たかはおかしいけれども、背後にアメリカのひもがついておるといふことを最初に質問したのであります。そうしてアメリカは沖繩の教育や沖繩の警察に對して要求するところのものを、ある程度日本に薄めて要求をして来る、前から日本の教育を氣にし、ことに憲法改正をやろうとする場合に、電産よりも国鉄よりもおそろしいものは、村や町や離島に散つておるところの五十万の教職員の組織だと言つております。私は今日この教員組合を骨抜きにするということは、憲法改正運動との関連性があると考えておるのであります。そうして汚職は次から次へ広がつておりますから、どうしても解散は免れないであります。う。あと保守連立で引受けるにしては、国民大衆はなか／＼内閣の指令の

もとに一致してその内閣を助けるような氣持にはなれないのであります。どうせ選挙も近い、どうも日教組は強いかからというので、選挙対策というものであります。こういうふうな政治的でない／＼な欠陥を持つた、ひものつておる法案が日本の議會で多数によつて通つて行くことを、私は非常に残念に思つております。この法案が通つたならば、必ず全国の地教委と教員との間に猛烈な問題が起き、それから緒方局長の説明にもかかわらず、地教委はあちこちにこの問題を起して、私は教育界を大混乱に陥れるものがこの両法案であると思つてあります。

これは野党であるから言うのではございませう。これを非常に恐れるのであります。私は今やアイゼンハワーがマツカーシーを抑えるような政策をとらなければならぬようなときに、アメリカも一歩しりぞき、話し合い運動にアメリカが負けて、ダレスがヨーロッパに出かけて行つてモロフと会うところの今度のジュネヴの會議には、中国を大國の資格で認めろというほどに譲歩する、こういうふうにアメリカはやや力で押される意味もありませうけれども、反省の色も見えないではない、しかるに日本の末端においては、そのアメリカのそれらの傾向を看取することなく、いよ／＼マツカーシー流にこつておるのであります。私はいつからそのカーブはかわつて来るのであるか、このような法案が巻き起すところの非常な混乱に對して、あなた方は責任を負わなければならぬと思つてあります。そんな混乱が起ることはない

と言ふのであるか、あるいは多少は混乱もあると言われるのであるか、いまだ大達國務大臣より御答弁をいたされた。

○大達國務大臣 高津先生でもこの教育の中立確保に関する法律案に規定してあるところの、義務教育諸学校において子供に對して非常な片寄つた教育を行うようにということとを扇動教唆する行為を、まさかいい行為とはお考えにならないと思つてあります。この法律案が成立いたしましたも、かくのごとき邪惡な行動をとるという氣持のな

いは、少くともこの法律に関する限り困るようなことはないものであります。しかるに日教組がこの法律案に非常な反対をしておる、また今仰せられるように、日教組は非常にかわつて来るであらう、こういうことを言われる。これはこの法律に書いてあるようなことを日教組が現にやつておるといふことの裏書きになるかもしれぬと思つてあります。はたして日教組はこの法律案に規定してあるような極端に片寄つた教育を児童に与えるようならば、この点において日教組はこの法律成立の結果その方向をかえなければならぬ。またこれは當然のことでありませう。そのために日教組が混乱に陥らうとも、これはやむを得ない。やむを得ないといふことは、むしろ當然のことでありませう。混乱を避けるために赤い教育、極端にはげしい偏向的な教育を行うことをどん／＼／かつてに教唆扇動するといふ事実を黙過するわけにはいかないのであります。

○高津委員 各論の質問は残つておりますが……

○辻委員長 いや、本日で御終了願うように申し上げましたら、先ほどあと四割ほど残つておるといふことでした、もう大分時間がたちましたからおそろくあと二割くらいだと思いますからどうぞ御質問をお続けください。一日にお一人の質問も終了することができぬことでは困りますから、どうぞ。(休憩々々)と呼び、その他発言する者多し)

ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○辻委員長 速記を始めて。
暫時休憩いたします。
午後五時二十三分休憩
〔休憩後は開會に至らなかつた〕

昭和二十九年三月二十日印刷

昭和二十九年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局